

(作成日：令和 2 年 4 月 1 日)

(最終更新日：令和 7 年 10 月 1 日)

酒類に関する輸出証明書の発行要綱

1 目的

本要綱は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく酒類に関する輸出証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 発行する証明書の種類

(1) 福島第一原子力発電所の事故を受けた輸出用酒類に係る証明書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、輸出先の国が求める次のイからハまでに掲げる証明に係る書面をいう。

イ 製造日証明書

輸出される酒類が、平成 23 年 3 月 11 日より前に製造されたことの証明

ロ 製造地証明書

輸出される酒類が、輸出先国が指定する地域又は輸出先国が指定する地域以外で製造されたこと及び指定する地域以外から発送されたことの証明

ハ 放射性物質検査証明書

輸出される酒類が、輸出先国が定める基準値を超える放射性物質を含まないことの証明

(2) ブラジル向け飲料等及びぶどうを加工した酒類に係る原産地証明書

平成 21 年 11 月 18 日付ブラジル農牧供給省訓令によりブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）が求める証明書で、ブラジルに輸出する酒類に係る製造又は充填施設が国内で製造又は充填行為を行っており、また、その酒類が国内における同一性及び品質基準を満たし、国内の市場における消費に適した酒類であることを証明する書面をいう。

(3) オーストラリアに輸出するウイスキー等に関する貯蔵年数証明書

オーストラリア連邦に輸出されるウイスキー、ブランデー及びラムの貯蔵年数を証明する書面をいう。

3 輸出証明書の発行申請手続

上記 2（1）から（3）までの証明書の発行を申請する者は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）により申請するものとする。その際、システムは、

別紙 6 に定めるとおり利用するものとする。

なお、システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、輸出先国ごとに別紙 1 から別紙 5 に従い申請書を作成するとともに、必要な書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出するものとする。

4 輸出証明書の発行手数料

上記 2（2）及び（3）の証明書の発行を申請する者は、申請一件につき 870 円の手数料を国へ納付することを要する。

5 輸出証明書の発行

製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課は、上記 3 により提出された申請書の内容を審査した結果、輸出先国の政府機関が定める条件に適合していると認めるときは、輸出証明書を発行するものとする。

オーストラリアに輸出するウイスキー等の貯蔵年数に関する証明について

オーストラリア連邦（以下「オーストラリア」といいます。）では、同国の関税法（Customs Act 1901）により、輸入するウイスキー、ブランデー及びラム（以下「ウイスキー等」といいます。）については、木製の樽で最低 2 年間熟成されていることが通関の要件とされており、通関に当たっては、当該要件について、オーストラリア税関の告示のリストに掲げられている原産国の政府が承認した機関が発行した証明書を添付することが求められています。

我が国においては、ウイスキー等の貯蔵年数の証明は、当該ウイスキー等の製造場を所轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。）が行うこととしています。

1 オーストラリアが求める証明事項

オーストラリアへ輸出するウイスキー等については、木製の樽で最低 2 年間熟成されていることの証明が必要になります。

2 国税局で証明する事項

国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）では、酒類業者からオーストラリアへ輸出するウイスキー等に関して申請があった場合に、上記 1 の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、ウイスキー等の貯蔵年数が確認できる帳簿の写し等を添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書」、「オーストラリアに輸出するウイスキー等に関する貯蔵年数証明申請書」及び上記の添付書類を製造場の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

※ 令和 3 年 4 月 1 日から、証明書の発行機関を、税務署から国税局酒税課に変更しました。

なお、証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更するほか、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。

また、令和 5 年 6 月 1 日から、証明者の署名については直筆によるサインに代え、電子署名による場合があります。

4 手数料及び納付方法

申請 1 件当たり 870 円の手数料が必要となります。

証明書の発行を申請しようとする方は、「オーストラリアに輸出するウイスキー等

に関する貯蔵年数証明申請書」に収入印紙を貼付し、製造場の所在地を所轄する国税局酒税課へ申請してください。なお、収入印紙には絶対に消印しないでください。消印したものは無効となります。

一元的証明書発給システムを利用した申請を行う場合は、電子納付を行うことができます。一元的証明書発給システムを利用した申請を行う場合であって、収入印紙による納付を行うときは、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別添様式1（手数料納付様式）に貼付して製造場の所在地を所轄する国税局酒税課へ提出してください。

5 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。なお、手数料の納付が確認されるまでは申請は完了せず、審査は行いませんのでご注意ください。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に対応したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

おって、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知をお願いします。

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

オーストラリアに輸出するウイスキー等に関する貯蔵年数証明申請書

オーストラリアに対してウイスキー等を輸出するに当たり、貯蔵年数に関する証明を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請内容及び添付書類については、本申請により証明を受ける輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

また、本申請に係る証明について、貴職から報告を求められ、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

上記の調査に応じない場合や、上記調査により申請内容が事実と異なることが判明した場合には、再発防止のための是正措置を講じ、その結果を貴職へ報告することに同意します。

収入印紙貼付欄

※870 円分の収入印紙を貼付。消印をしないこと。

所定の金額（870 円）の収入印紙を貼付しているか、必ずご確認ください。

MATURATION CERTIFICATES FOR BRANDY, RUM OR WHISKY

Consignment Code: Certificate Number:

certify that the contents described
below are correct based on the evidence materials submitted by the applicant.

Producer:

Name:

Address:

Prefecture	Address

Country:

Final consignee:

Name:

Address:

Country:

Products:

Description of products			Quantity	Maturation period	Country
Name of products					
Gross or Net	Weight	Unit			
☐ Gross					
☐ Net					

Date:

Certificated by

(Annex)

MATURATION CERTIFICATES FOR BRANDY, RUM OR WHISKY

Consignment Code:

No	Producer:		Products:					
	Name	Address	Description of products			Quantity	Maturation period	Country
		Prefecture	Name of products					
		Address						
			Gross or Net	Weight	Unit			
			☐ Gross					
		Country	☐ Net					
		Prefecture	Name of products					
		Address						
			Gross or Net	Weight	Unit			
			☐ Gross					
		Country	☐ Net					
		Prefecture	Name of products					
		Address						
			Gross or Net	Weight	Unit			
			☐ Gross					
		Country	☐ Net					
		Prefecture	Name of products					
		Address						
			Gross or Net	Weight	Unit			
			☐ Gross					
		Country	☐ Net					

ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書（仮訳）

(貨物コード) :

(証明書番号) :

☆☆国税局は、申請者から提出された根拠資料に基づいて、以下に記載された内容が相違ないことを証明する。

製造者:

名前:

住所:

都道府県

都道府県以降の住所

国:

輸入者:

名前:

住所:

国:

製品:

製品詳細			数量	貯蔵期間	貯蔵国
商品名					
総重量又は正味重量	重量	単位			
☐ 総重量					
☐ 正味重量					

証明日:

証明者:

太枠部分に必要事項を記載する。

※記載事項は英語で記入してください。

MATURATION CERTIFICATES FOR BRANDY, RUM OR WHISKY

Consignment Code: ①インボイス番号 Certificate Number: (国税局が記載)

(国税局が記載)

certify that the contents described

below are correct based on the evidence materials submitted by the applicant.

※輸出しようとするウイスキー等が複数種類ある場合、以下 **Producer** 及び **Products** 欄 (②④⑤⑥⑦欄) については **Annex** に記載してください。

Producer:

Name:

②-1 輸出酒類の製造者の名称 (例: □□ Co., Ltd.)

Address:

Prefecture

Address

②-2 都道府県
(例: Tokyo)

②-3 都道府県以降 (例: □-□-□ Kasumigaseki, Chiyoda-ku)

Country:

②-4 国 **Japan**

Final consignee:

Name:

③-1 輸出酒類の輸入者の名称 (例: ○○Trade Co., Ltd.)

Address:

③-2 輸出酒類の輸入者の所在地 (例: ○○Rd, North Melbourne VIC○○○)

Country:

③-3 輸出酒類の輸入者の所在地 (国) (例: Australia)

Products:

Description of products			Quantity	Maturation period	Country
Name of products			⑤輸出酒類の数量 (例：100 cartons 1,200 bottles)	⑥輸出酒類の貯蔵年数 (例：Over 2 years)	⑦輸出酒類の貯蔵国 (例：Japan)
④輸出酒類の詳細（商品名） (例：□□Whisky 700 mL)					
Gross or Net	Weight	Unit			
☐ Gross	重量（数値）	単位 (kg 等)			
☐ Net					

gross (総重量) 又は net (正味重量) にチェック

Date: (国税局が記載)

Certificated by (国税局が記載)

ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書 記載要領

オーストラリアに輸出するウイスキー等に係る貯蔵年数証明書の記載要領は以下のとおりです。

なお、各欄は英語で記載してください。

また、輸出しようとするウイスキー等が複数種類ある場合、②④⑤⑥⑦欄は Annex に記載してください。

① 「Consignment Code」 欄

インボイス番号を記載してください。

なお、証明の申請時点で、インボイス番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、オーストラリア側に提出するまでに記載してください。

② 「Producer」 欄

輸出しようとするウイスキー等の製造者の名称及び製造場の所在地を記載してください。

③ 「Final consignee」 欄

輸出しようとするウイスキー等の輸入者の名称及び所在地を記載してください。

④ 「Description of products」 欄

輸出しようとするウイスキー等の商品名、内容量、重量等を記載してください。

⑤ 「Quantity」 欄

輸出しようとするウイスキー等の数量を記載してください。

⑥ 「Maturation period」 欄

輸出しようとするウイスキー等について、木製の容器に貯蔵された年数を記載してください。

⑦ 「Country」 欄

輸出しようとするウイスキー等を木製の容器により貯蔵していた国名を記載してください。

【留意事項】

審査をスムーズに行うため、申請書の記載誤りや添付書類の漏れ等が無いか、提出前によくご確認いただくようお願いします。

(Annex)

MATURATION CERTIFICATES FOR BRANDY, RUM OR WHISKY

Consignment Code: ①インボイス番号

No	Producer:		Products:							
	Name	Address	Description of products			Quantity	Maturation period	Country		
1	②-1輸出酒類の製造者の 名称 (例: □□ Co ., Ltd.)	Prefecture	②-2都道府県 (例: Tokyo)			④輸出酒類の詳細 (商品名) (例: □□Whisky 700 mL)	⑤輸出酒類の数量 (例: 100 cartons 1,200 bottles)	⑥輸出酒類の貯蔵年数 (例: Over 2 years)	⑦輸出酒類の貯蔵国 (例: Japan)	
		Address	②-3都道府県以降 (例: □-□-□ Kasumigaseki, Chiyoda-ku)	Name of products						
				Gross or Net	Weight					Unit
				☐ Gross	重量 (数値)					単位 (kg等)
Country	②-4国 Japan	☐ Net								
		Prefecture				Name of products				
		Address								
				Gross or Net	Weight					Unit
				☐ Gross						
Country		☐ Net								
		Prefecture				Name of products				
		Address								
				Gross or Net	Weight					Unit
				☐ Gross						
Country		☐ Net								
		Prefecture				Name of products				
		Address								
				Gross or Net	Weight					Unit
				☐ Gross						
Country		☐ Net								

韓国に輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国から大韓民国（以下「韓国」といいます。）へ輸出される酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）で対応しています。

1 韓国が求める証明事項

平成23年 5 月 1 日以降に韓国へ輸出する酒類については、以下のいずれかを証明する証明書を添付する必要があります。

- (イ) 平成23年 3 月11日より前に製造（加工）された酒類であること（製造日証明書）
- (ロ) 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）された酒類であること（製造地証明書）
- (ハ) 指定都県において製造（産出）された酒類である場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素131並びに放射性セシウム134及び137を含まないこと（放射性物質検査証明書）

(注) 韓国の定める上限値 $\left\{ \begin{array}{l} \text{放射性ヨウ素131 : 300Bq/kg} \\ \text{放射性セシウム134及び137の合計 : 100Bq/kg} \end{array} \right.$

※ 1 我が国における放射性物質の基準値の見直しにより、平成24年4月1日より酒類については放射性セシウム134及び137の上限値が100Bq/kgに変更となりました。

2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記 1 (イ) ～ (ハ) の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、実際に輸出する酒類が証明した酒類と同一であることを確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）及びその他国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。以下同じ。）が審査に必要として提出を求めた書類を添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「韓国

向け輸出酒類に関する証明申請書」、「韓国への輸出申請書」及び「分析試料明細書」（（ハ）の証明の場合のみ）に次の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課をいいます。以下同じ。）へ提出してください。

また、上記１（ハ）の証明書の発行を申請する場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施するため、分析に必要な試料等を午前中に到着するよう時間帯を指定の上で送付していただく必要があります。詳しくは「輸出用酒類の放射能分析について」を御覧ください。

添付書類
☐ 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）
☐ 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
☐ その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

4 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

5 「酒類の分析報告書」の再発行に係る留意事項

既に分析を受けた酒類について、輸出証明書のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、独立行政法人酒類総合研究所による再度の分析は不要となることから、次のとおり御対応願います。

（イ）システムによる申請時の入力方法

申請書入力画面の「前証明書番号」欄に「前証明書番号（既に発行済みの証明書番号）」を入力してください。また、「資料容量（mL）」欄及び「送付本数（本）」欄に「0（ゼロ）」と入力の上、「その他特記事項」欄に既に発行済みの「酒類の分析報告書」の右上に記載されている番号（以下「試料送付番号」という。）を入力してください。なお、「酒類の分析報告書」を再発行する場

合、アネックスを使用して申請することはできません。

(ロ) 書面の「分析試料明細書」の記載方法

「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「再発行」の旨記載するほか、既に発行済みの「酒類の分析報告書」の右上に記載されている試料送付番号を転記してください。

- ※2 証明申請を行う場合に必要となる添付書類の詳細については、申請を行う各国税局酒税課へお問い合わせください。
- ※3 平成27年9月1日から、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更しました。
- ※4 令和3年4月1日から、国税局が発行する証明書について、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

韓国向け輸出酒類に関する証明申請書

韓国に対して酒類を輸出するに当たり、次の事項について証明を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請内容及び添付書類については、本申請により証明を受ける輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

また、本申請に係る証明について、貴職から報告を求められ、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

上記の調査に応じない場合や、上記調査により申請内容が事実と異なることが判明した場合には、再発防止のための是正措置を講じ、その結果を貴職へ報告することに同意します。

(証明事項)

- ☐ イ 平成 23 年 3 月 11 日より前に製造（加工）されたものであること。
- ☐ ロ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）されたものであること。
- ☐ ハ 指定都県において製造（産出）されたものである場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素 131 並びに放射性セシウム 134 及び 137 を含まないこと。

韓国向け輸出酒類に関する証明申請書の記載要領等

記載要領

証明を受けたい事項についてチェックを付すとともに、「韓国への輸出申請書」に次の書類を添付して、製造場等を所轄する国税局に申請してください。

なお、審査をスムーズに行うため、「韓国への輸出申請書」の記載誤り（スペルミスや転記誤り等）や添付書類の漏れがないか等、提出前によく御確認ください。

添付書類

- 1 輸出しようとする酒類が証明を受けた酒類であることが明らかとなる書類等（例：貨物コードが明らかとなる書類等（インボイス、パッキングリスト等））
- 2 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
- 3 その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

- －①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合
- －外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実 に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

ハの証明を受ける場合の留意事項

- 1 本申請書を提出いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を午前中着指定で送付してください。
- 2 申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、酒類の安全性の確保などのため、他の試料を優先的に分析する場合

があります。

- 3 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

(次葉)

令和 年 月 日

向けに輸出する酒類に関する誓約書

証明を受けようとする酒類については、下記のとおり酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき作成し、事実と相違ないことを誓約します。

記

1

商品名：

品目：

2

数量、重量、包装形態：

数量	☐ 正味重量	重量	単位	包装形態
☐ 総重量				

3

製造年月日： 年 月 日

(詰口日が異なる場合) 詰口年月日： 年 月 日

※ 異なる理由()

4

製造場所 (証明書に記載した最終加工地)

製造場の名称：

住所又は所在地：

都道府県	都道府県以降の住所
---	--

※ 上記以外の製造場で製成した場合には、その製造場

製造場の名称：

住所又は所在地：

都道府県	都道府県以降の住所
---	--

5

主原料及びその産地 (中国向けのみ)

主原料：

主原料の産地 (都道府県又は国名)：

都道府県	国名
---	---

6

流通ルート (中国向けのみ)

製品：

原料：

7

誓約書記載内容の確認先 (申請者が輸出酒類の製造者でない場合のみ)

製造者名：

確認先担当者：

確認先電話番号：

確認日：

確認方法：☐ 電話 ☐ 対面 ☐ 書面 ☐ その他 ()

留意事項

この誓約書は、証明申請書に次葉として添付して提出してください。

誓約いただいた事項については、該当事項の確認を行うために必要な書類（例：詰口帳の写し等）を提出する必要があります。

ただし、証明書発行のため国税局長が審査に当たって必要と認めた書類については、提出を求める場合があります。

なお、申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、記載内容について「7 誓約書記載内容の確認先」の連絡先へ照会する場合があります。

また、証明書発行後に誓約内容に疑義が生じた場合等については、国税局から報告を求める場合や立入調査を実施する場合があります、さらに、発行した証明書を取り消す場合もあります。

記載要領

- 1 この誓約書は、酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき申請者が作成してください。
- 2 この誓約書は、一商品ごとに作成してください。
- 3 日本語で記載してください。
- 4 「_____向けに輸出する酒類に関する誓約書」の下線部については、輸出先国の国名（韓国、中国又はロシアのいずれか）を記載してください。
- 5 「1 商品名」について、日本語名称と英語名称が異なる場合、英語名称も併せて記載してください。
- 6 「2 数量、重量、包装形態」については、1 梱包当たりの入数、1 商品の重量、輸出梱包数、輸出重量を記載してください。
- 7 「3 製造年月日」については、詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を記載してください。

輸出しようとする酒類が特定名称酒の場合等、詰口を行った年月日と上記の製造年月日が異なる場合には、詰口年月日及び異なる理由を記載してください。

- 8 「4 製造場所」については、証明書に記載した最終加工地である酒類製造場の名称、住所等を記載してください。

※ 輸出しようとする酒類が上記以外の製造場で製成されている場合には、製成場所の名称、住所等も併せて記載してください。

- 9 中国に輸出しようとする酒類に関してこの誓約書を作成する場合には、「5 主原料及びその産地」について、原料受払帳や納品書等の書類に基づき、主原料及びその産地（都道府県、外国産の場合、国名）を記載してください。

なお、主原料とは、水を除いた原料のうち、最も重量の大きいものをいいます。

- 10 「6 流通ルート」については、原料の産地から製造場、製造場から輸出先までのルート及び輸送手段を記載してください。
- 11 申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合には、記載内容を製造者（製造者の営業所等を含みます）から確認し、「7 誓約書記載内容の確認先」に確認先の名称、担当者、連絡先、確認日及び確認方法を記載してください。

Declaration for the import into the Republic of Korea of

Food from Japan

Consignment Code:

Declaration Number:

(competent authority)

DECLARES that the food (products) of this consignment composed of:

(description of consignment)

(product)

(number and type of packages)

gross or net	
☐	gross
☐	net

(gross or net)

weight

unit

(weight)

embarked at

(embarkation place)

on

(date of embarkation)

by

(identification of transporter)

going to

(place and country of destination)

which comes from the establishment

(name of establishment)

(address of establishment)

☐ has been harvested and/or processed before 11 March 2011

☐ is originating from a prefecture other than Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano.

☐ is originating from the prefectures Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano has been sampled

on

(date), subjected to laboratory analysis on

(date) in

the

(name of laboratory),

to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the current Korean government requirement.

The analytical report is attached.

Done at

on

Stamp and signature of
authorized representative of competent authority

日本から韓国への食品の輸入に関する証明書（仮訳）

貨物コード

証明書コード

（権限ある当局）は、本貨物の食品（産品）が

			(貨物の詳細)
			(製品)
			(貨物の数や種類)
総重量又は正味重量		重量	単位
☐ 総重量	(総重量又は正味重量)		
☐ 正味重量			
			で構成された
			(出国地)で
			(出国日)に
			(運送者の詳細)によって
			(目的地及び目的国)に向けて
荷積みされた、			
			(施設の名称)及び
			(施設の住所)で製造されたものであり、

☐ 2011 年 3 月 11 日より前に収穫及び／又は加工されたものであること

☐ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県及び長野県以外の道府県から産出されたものであること

☐ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県及び長野県から産出され、（日付）にサンプル採取され、放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134 及び 137 のレベルを計測するため（日付）に（分析機関名）で分析が行われ、その分析結果が韓国政府の定める要件に合致することを証明する。
（なお、分析報告書は添付のとおり。）

（場所）

（日付）

（証明者）

公印

（担当者サイン）

※記載事項は英語で記入してください。

太字部分に必要事項を記載する。

(韓国への輸出申請書)

Declaration for the import into the Republic of Korea of

Food from Japan

Consignment Code:

①国際的に共通の貨物番号

Declaration Number:

(国税局が記載)

※④及び⑧の日付の記載欄は「YYYY/MM/DD(例：2023/10/02)」と記載してください。

(competent authority)

DECLARES that the food (products) of this consignment composed of:

(記載不要)

(description of consignment)

②-1 製品名

(product)

②-2 包装形態及び数量

(number and type of packages)

gross (総重量)
又は net (正味重
量) にチェック

gross or net

☐ gross

☐ net

(gross or net)

weight

②-3 重量 (数値)

unit

②-4 単位 (Kg 等)

(weight)

embarked at

③日本の出港地

(embarkation place)

on

④日本からの出港日

(date of embarkation)

by

⑤運送方法 (船便名、航空便名等)

(identification of transporter)

going to

⑥韓国内の目的地 (韓国内の地名)

(place and country of destination)

which comes from the establishment

⑦-1 最終的な加工を行った製造場等の名称

(name of establishment)

⑦-2 最終的な加工を行った製造場等の住所

(address of establishment)

選択してく
ださい。

☐ has been harvested and/or processed before 11 March 2011

☐ is originating from a prefecture other than Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano.

☐ is originating from the prefectures Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano has been sampled

on ⑧検体採取日 (date), subjected to laboratory analysis on (国税局が記載) (date) in the (国税局が記載)

(name of laboratory),

to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the current Korean government requirement.

The analytical report is attached.

Done at (国税局が記載)

on (国税局が記載)

Stamp and signature of
authorized representative of competent authority

放射性物質
検査証明書
を選択した
場合は、⑧
を記載して
ください。

韓国への輸出申請書 記載要領

韓国への輸出申請書の各欄の記載要領は次のとおりです。

なお、本申請書の各欄へは英語で記載してください。

①「Consignment Code」欄

全ての貨物が有する国際的に共通な貨物番号を記載してください。

なお、証明の申請時点で、貨物番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

②「product, number and type of packages, gross or net weight」欄

輸出產品の具体的内容、包装形態及び数量、重量を記載してください。同一の貨物を複数同時に輸出する場合には、全貨物数及びその中の何番目かを記載してください。

なお、複数の製品が同封されている場合には、製品ごとに記載の上、最後に全製品の総重量を記載してください。

③「embarkation place」欄

日本からの出港地を記載してください。

④「date of embarkation」欄

日本からの出港日を記載してください。

なお、証明の申請時点で、出港日が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

⑤「identification of transporter」欄

貨物を輸送する航空便名、船便名等を記載してください。

なお、証明の申請時点で、航空便名、船便名等が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

⑥「place and country of destination」欄

韓国内の目的地を記載してください。

⑦「name and address of establishment」欄

最終的な加工を行った製造場等の名称及び住所を記載してください。

⑧「date(sample)」欄

放射性物質検査証明書を選択した場合に記入してください。

「分析試料明細書の製造時期」と同じ年月日を記載してください。なお、分析済みの酒類と同一ロットの酒類を輸出する場合は、当初分析したものの検体採取日を記載してください。

【留意事項】

審査をスムーズに行うため、申請書の記載誤りや添付書類の漏れ等が無いが、提出前によくご確認いただくようお願いします。

輸出用酒類の放射能分析について

酒類を輸出するに当たり、輸出先国（輸出先地域を含みます。以下同じ。）から、当該酒類が輸出先国の定める上限値を超える放射性物質を含まないことを証明する証明書の添付が求められている場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施します。

（注） 我が国政府と輸出先国政府との協議の結果、証明書の様式等について調整済みとなっているものに限りします。

1 独立行政法人酒類総合研究所が行う分析

（1） 分析対象

輸出先国が定める都道府県で製造され、当該輸出先国に輸出する目的をもって容器に充填・密封された酒類とします。

（2） 分析方法等

- ・ ゲルマニウム半導体による分析

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に定める「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」に従い、ヨウ素、セシウムごとの放射線量の分析を行います。

（3） 分析結果の通知

分析結果は、「酒類の分析報告書 (Analytical Report of Alcohol Beverage)」により、輸出証明書とともに通知します。

2 分析に必要な試料等の送付

（1） 送付物

イ 試料

証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が 2 リットル以上

なお、送付する全ての容器に試料送付票を貼付してください。

（注） 例えば、同一の詰口作業により 720 mL ビン、500 mL ビン及び 350 mL 缶に酒類を充填・密封した場合、一つの容量の容器に充填・密封した酒類について分析を受けることにより、全ての容量の容器に充填・密封した酒類について分析報告書の発行が可能です。

なお、既に一つの容量で分析を受けた酒類について、他容量での分析情報が必要な場合は、後述の「4 □ 同一詰口」をご覧ください。

ロ 「分析試料明細書」の写し

(2) 送付に当たっての留意事項

送付に当たっては、以下の点に留意するとともに、「分析に必要な試料等の送付におけるチェック表」を基に誤りがないか確認をお願いします。

「分析試料明細書」の写し及び「試料送付票」の記載内容と、容器の中身が異なることのないよう、十分に注意してください。

送付先に午前中に到着するよう、時間指定の上で送付してください。

(3) 送付先

(独) 酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門 1階分析室 〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-7-1 Tel 082-420-0800 (代表)
--

(注) 1 試料の送付先については、測定機器の導入状況によって今後変わりをすることを御了解ください。

2 試料を送付する外箱の上面に「分析試料在中」と朱書きしてください。

3 送料は御負担願います。

4 送付する試料は酒税の課税対象となります。

5 送付された試料は返却いたしません。

3 証明書発行に必要な書類の送付方法等

分析を依頼する方は、輸出証明書発給システムにより、必要書類を添付の上、国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課をいいます。以下同じ。）へ申請いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を送付してください。

このとき、「分析試料明細書」の写しを必ず控えてください。

「酒類の分析報告書」は「分析試料明細書」の記載を基に作成しますので、輸出申請書その他の書類と記載内容に相違がないよう留意願います。

4 既に分析を受けた酒類に関連する分析報告書の発行について

以下のいずれかに該当する場合は、上記2及び3によらず、国税局酒税課に連絡の上、「分析試料明細書」を提出してください。

☐ 再発行

既に分析を受けた酒類について、輸出証明のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「再発行」の旨記載するほか、分析済み試料に係る試料送付番号（以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号）を転記してください。

☐ 同一詰口

同一の詰口作業により複数の容量の容器に充填・密封し、既に一つの容量で分析を受けた酒類について、他容量での「酒類の分析報告書」の発行が必要な場合には、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「同一詰口」の旨記載するほか、分析済み試料に係る試料送付番号（以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号）を転記してください。

5 その他

証明書の発行を申請するに当たり、以下の点について御了承ください。

- (1) 申請が多数寄せられた場合や書類の記載内容に誤りがあった場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。
- (2) 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

分析に必要な試料の送付におけるチェック表

放射性物質検査証明書の発行が円滑に進むよう、独立行政法人酒類総合研究所への試料送付の際には、以下の点を確認してください。

- ☐ 証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が2リットル以上となっているか。
- ☐ 送付する全ての容器に試料送付票が貼付されているか。
(複数の試料を送付する際に試料の誤りがないか。)
- ☐ 「分析試料明細書」の写しが同封されているか。
- ☐ 「分析試料明細書」の記載内容に誤りがないか。
(ラベルを貼付している場合には、商品名、製造時期が合致しているか。)
- ☐ 国税局酒税課に送付すべき書類が同封されていないか。
- ☐ 再発行又は同一詰口の場合、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に必要事項が記載されているか。

分析試料明細書

明細書番号

(国税局記入)

—

申請者の住所：

申請者の氏名：

連絡先：

製造場の代表者氏名(英文で記入)：

製造場の名称(英文で記入)：

分析酒類の製造場の所在地(英文で記入)：

試料送付番号

送付本数

mL

×

本

品目

商品名(英文で記入)

原料(英文で記入)

受容器番号

製造時期

その他特記事項

(再発行、同一詰口等)

酒類総研
通信欄

分析書番号

検体管理番号

発行部数

試料収受日：

☐ 試料送付票の貼付なし

☐ 分析試料明細書(写)の添付なし

(記載要領等)

- 1 分析を受ける試料ごとに明細書を作成してください。
- 2 受容器番号については、輸出する目的をもって容器に充填・密封する直前に使用した容器(タンク)番号を記載してください。
- 3 製造時期とは、輸出する目的をもって容器に充填・密封した時期又は製品ラベルに表示された製造時期をいいます。
- 4 一度分析を受けた酒類について、「酒類の分析報告書」の再発行や同一詰口で別容量の酒類に係る「酒類の分析報告書」が必要な場合は、「その他特記事項」に、「再発行」「同一詰口」等記載の上、分析済みの試料に係る試料送付番号(以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号)を転記してください。

分析試料明細書

明細書番号

(国税局記入)

80000001

申請者の住所：東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1

申請者の氏名：国税 太郎

連絡先：03-1234-XXXX

製造場の代表者氏名(英文で記入)：KOKUZEI Taro

製造場の名称(英文で記入)：Kokuzei Shuzo Co. Ltd.

分析酒類の製造場の所在地(英文で記入)：3-1-1, Kasumigaseki Chiyoda-ku
Tokyo 100-8978 Japan

試料送付番号

A1-1

送付本数

720

mL

×

3

本

品目

果実酒

商品名(英文で記入)

Sweet Kokuzei

原料(英文で記入)

Grape

受容器番号

T3-3639

製造時期

2020/5/30

その他特記事項

(再発行、同一詰口等)

【再発行】80000000

酒類総研
通信欄

分析書番号

ROXXXX

検体管理番号

NRIB-XXXX

発行部数

試料收受日：2020/7/4

☒ 試料送付票の貼付なし☐ 分析試料明細書(写)の添付なし

(記載要領等)

- 1 分析を受ける試料ごとに明細書を作成してください。
- 2 受容器番号については、輸出する目的をもって容器に充填・密封する直前に使用した容器(タンク)番号を記載してください。
- 3 製造時期とは、輸出する目的をもって容器に充填・密封した時期又は製品ラベルに表示された製造時期をいいます。
- 4 一度分析を受けた酒類について、「酒類の分析報告書」の再発行や同一詰口で別容量の酒類に係る「酒類の分析報告書」が必要な場合は、「その他特記事項」に、「再発行」「同一詰口」等記載の上、分析済みの試料に係る試料送付番号(以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号)を転記してください。

試料送付票

局名	調査別
試料送付番号	種類(品目)
	試験事項
	放射能
依頼先管理番号	依頼先廃棄予定日

(記載例)

局名 東京	調査別
試料送付番号	種類(品目) 果実酒
80000001	試験事項
	放射能
依頼先管理番号	依頼先廃棄予定日

記 載 要 領

- (1) 記載事項は容易に修正・改ざんできない方法で記載してください。
- (2) 「局名」には、貴製造場等を所轄する国税局名を記載してください。
- (3) 「試料送付番号」には、分析試料明細書の「試料送付番号」に記載した番号を転記してください。容器が複数にわたる場合には、「試料送付番号」の後ろに通し番号を付し、試料を区別して下さい。
(例) 試料送付番号 21 の試料を 2 本送付する場合 「21-1」「21-2」と番号を付した試料送付票を作成し、試料に貼付する。
- (4) 「調査別」、「依頼先管理番号」及び「依頼先廃棄予定日」の欄には、記載不要です。
- (5) 作成した試料送付票を、容器に貼付してください。

中国に輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国から中華人民共和国（以下「中国」といいます。）へ輸出される酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）で対応しています。

1 中国が求める証明事項

中国へ輸出する酒類については、以下を証明する証明書を添付する必要があります。

- ・ 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県及び東京都（以下「指定都県」といいます。）以外の道府県において製造（産出）された酒類であること（製造地証明書）

2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記 1 の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、実際に輸出する酒類が証明した酒類と同一であることを確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）及びその他国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。以下同じ。）が審査に必要として提出を求めた書類を添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「中国向け輸出酒類に関する証明申請書」及び「中国への輸出申請書」に以下の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

添付書類

- | |
|---|
| ☐ 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等） |
| ☐ 「中国向けに輸出する酒類に関する誓約書」 |
| ☐ その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類 |

4 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

※1 証明申請を行う場合に必要となる添付書類の詳細については、申請を行う各国税局酒税課へお問い合わせください。

※2 平成27年9月1日から、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更しました。

※3 令和3年4月1日から、国税局が発行する証明書について、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

中国向け輸出酒類に関する証明申請書

中国に対して酒類を輸出するに当たり、次の事項について証明を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請内容及び添付書類については、本申請により証明を受ける輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

また、本申請に係る証明について、貴職から報告を求められ、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

上記の調査に応じない場合や、上記調査により申請内容が事実と異なることが判明した場合には、再発防止のための是正措置を講じ、その結果を貴職へ報告することに同意します。

(証明事項)

宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県及び東京都以外の道府県において製造（産出）されたものであること。

中国向け輸出酒類に関する証明申請書の記載要領等

記載要領

「中国への輸出申請書」に次の書類を添付して、製造場等を所轄する国税局に申請してください。

なお、審査をスムーズに行うため、「中国への輸出申請書」の記載誤り（スペルミスや転記誤り等）や添付書類の漏れがないか等、提出前によく御確認ください。

添付書類

- 1 輸出しようとする酒類が証明を受けた酒類であることが明らかとなる書類等（例：貨物コードが明らかとなる書類等（インボイス、パッキングリスト等））
- 2 「中国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
- 3 その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

- －①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合
- －外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実 に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

(次葉)

令和 年 月 日

向けに輸出する酒類に関する誓約書

証明を受けようとする酒類については、下記のとおり酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき作成し、事実と相違ないことを誓約します。

記

1

商品名：

品目：

2

数量、重量、包装形態：

数量	☐ 正味重量	重量	単位	包装形態
☐ 総重量				

3

製造年月日： 年 月 日

(詰口日が異なる場合) 詰口年月日： 年 月 日

※ 異なる理由()

4

製造場所 (証明書に記載した最終加工地)

製造場の名称：

住所又は所在地：

都道府県	都道府県以降の住所
---	--

※ 上記以外の製造場で製成した場合には、その製造場

製造場の名称：

住所又は所在地：

都道府県	都道府県以降の住所
---	--

5

主原料及びその産地 (中国向けのみ)

主原料：

主原料の産地 (都道府県又は国名)：

都道府県	国名
---	---

6

流通ルート (中国向けのみ)

製品：

原料：

7

誓約書記載内容の確認先 (申請者が輸出酒類の製造者でない場合のみ)

製造者名：

確認先担当者：

確認先電話番号：

確認日：

確認方法：☐ 電話 ☐ 対面 ☐ 書面 ☐ その他 ()

留意事項

この誓約書は、証明申請書に次葉として添付して提出してください。

誓約いただいた事項については、該当事項の確認を行うために必要な書類（例：詰口帳の写し等）を提出する必要があります。

ただし、証明書発行のため国税局長が審査に当たって必要と認めた書類については、提出を求める場合があります。

なお、申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、記載内容について「7 誓約書記載内容の確認先」の連絡先へ照会する場合があります。

また、証明書発行後に誓約内容に疑義が生じた場合等については、国税局から報告を求める場合や立入調査を実施する場合があります、さらに、発行した証明書を取り消す場合もあります。

記載要領

- 1 この誓約書は、酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき申請者が作成してください。
- 2 この誓約書は、一商品ごとに作成してください。
- 3 日本語で記載してください。
- 4 「_____向けに輸出する酒類に関する誓約書」の下線部については、輸出先国の国名（韓国、中国又はロシアのいずれか）を記載してください。
- 5 「1 商品名」について、日本語名称と英語名称が異なる場合、英語名称も併せて記載してください。
- 6 「2 数量、重量、包装形態」については、1 梱包当たりの入数、1 商品の重量、輸出梱包数、輸出重量を記載してください。
- 7 「3 製造年月日」については、詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を記載してください。

輸出しようとする酒類が特定名称酒の場合等、詰口を行った年月日と上記の製造年月日が異なる場合には、詰口年月日及び異なる理由を記載してください。

- 8 「4 製造場所」については、証明書に記載した最終加工地である酒類製造場の名称、住所等を記載してください。

※ 輸出しようとする酒類が上記以外の製造場で製成されている場合には、製成場所の名称、住所等も併せて記載してください。

- 9 中国に輸出しようとする酒類に関してこの誓約書を作成する場合には、「5 主原料及びその産地」について、原料受払帳や納品書等の書類に基づき、主原料及びその産地（都道府県、外国産の場合、国名）を記載してください。

なお、主原料とは、水を除いた原料のうち、最も重量の大きいものをいいます。

- 10 「6 流通ルート」については、原料の産地から製造場、製造場から輸出先までのルート及び輸送手段を記載してください。
- 11 申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合には、記載内容を製造者（製造者の営業所等を含みます）から確認し、「7 誓約書記載内容の確認先」に確認先の名称、担当者、連絡先、確認日及び確認方法を記載してください。

Certification of the Place of Origin
for the Import into the People's Republic of China
(对中华人民共和国出口产品原产地证明书)
Food and Feed of Japan
(日本国食品及饲料品)

Invoice Number (发票号码) : Declaration Number (证明书号码) :

Country of dispatch (出口国) : Japan

Central Competent authority (主管部门)

Local Government (地方政府) :

Name of Products (产品名称) :

Products	Package

Embarkation (出口地) : , Japan

Destination (目的地) : , China

Producing district (原产地) prefecture, Japan

Producing district of a main material (产品主要加工原料的产地)

Prefecture	Country
	<u>prefecture, Japan (or name of country)</u>

Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China

(从生产地区到发货地和中国目的地的运输方式及路线)

Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment
(加工原料产地到加工厂的运输路线)

Name and Address of Establishment (加工厂名称及地址) :

Name (名称) :	
Address (地址) :	

Name of Exporter (出口商) :

Name of Consignee (进口商) :

Quantity (数量) :

Weight	Unit

Date of Production (生产日期) :

Exporter（出口商）：

Name（名称）：

Address（地址）：

Country（国家）： Japan

Consignee（进口商）：

Name（名称）：

Address（地址）：

Country（国家）： China

Authorized by（授权签发人）：

Name（姓名）：

Position（职位）：

,Japan

Stamp（盖章）

日本から中国への食品の輸入に関する原産地についての証明書（仮訳）

インボイス番号: ●●●● 証明書コード: ●●●●

輸出国: Japan

権限ある当局（国の場合）:

権限ある当局（地方政府の場合）:

製品名:

製品の種類、包装形態:

製品の種類

包装形態

出港地名:

, Japan

帰港地名:

, China

製品の原産地:

prefecture, Japan

主原料の産地:

道府県（日本の場合に記載）

国名（日本以外の場合に記載）

prefecture, Japan (or name of country)

製造場から帰港地までの製品の運送ルートと方法

加工原料の産地から加工地までの運送ルートと方法

加工会社:

名前:

住所:

輸出業者:

輸入業者:

数量:

重量:

重量

単位

生産日:

輸出業者:

名前:

住所:

国:

Japan

輸入業者:

名前:

住所:

国:

China

証明者:

代表者名:

機関名:

,Japan

署名

※記載事項は英語で記入してください。

太枠部分に必要事項を記載する。

(中国への輸出申請書)

Certification of the Place of Origin
for the Import into the People's Republic of China
(对中华人民共和国出口产品原产地证明书)

Food and Feed of Japan

(日本国食品及饲料品)

※⑮の日付の記載欄は「YYYY/MM/DD(例：2023/10/02)」と記載してください。

Invoice Number (发票号码) : ① インボイス番号 **Declaration Number (证明书号码) :** (国税局が記載)

Country of dispatch (出口国) : Japan

Central Competent authority (主管部门) : (国税局が記載)

Local Government (地方政府) : (記載不要)

Name of Products (产品名称) : ② 製品名

Products and Package (产品及包装) :

Products	Package
③-1 製品の種類	③-2 包装形態

Embarkation (出口地) : ④ 出港地 , Japan

Destination (目的地) : ⑤ 帰港地 , China

Producing district (原产地) ⑥ 製品の製造地 (道府県) prefecture, Japan

Producing district of a main material (产品主要加工原料的产地)

Prefecture	Country
⑦-1 主原料の産地 (道府県)	⑦-2 主原料の産地 (日本以外の国) <u>prefecture, Japan (or name of country)</u>

Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China

(从生产地区到发货地和中国目的地的运输方式及路线)

⑧ 最終的な加工を行った製造場、日本の出港地、中国の帰港地間の運送ルート及び方法
(例) ○○prefecture (製造場) → (車両運送 by road through ○○prefecture) → △△port, ○○prefecture (出港地)
→ (船便 by ship) → □□port in China (帰港地)

Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment
(加工原料产地到加工厂的运输路线)

⑨ 主原料産地から最終的な加工を行った製造場までの運送ルート及び方法
(例) ○○prefecture (産地) → (車両運送 by road through ○○prefecture) → ○○prefecture (製造場)

Name and Address of Establishment (加工厂名称及地址) :

Name (名称) : ⑩ 最終的な加工を行った製造場の名称

Address (地址) : ⑪ 上記製造場の住所

Name of Exporter (出口商) : ⑫ 輸出業者の名称

Name of Consignee (进口商) : ⑬ 輸入業者の名称

Quantity (数量) : ⑭-1 数量 c/s

Weight (重量) :

Weight	Unit
⑭-2 重量(数値)	⑭-3 単位 (kg 等)

Date of Production (生产日期) : ⑮ 製造年月日

Exporter（出口商）：	
Name（名称）：	⑩ 輸出業者の名称
Address（地址）：	⑪ 輸出業者の住所
Country（国家）：	Japan
Consignee（进口商）：	
Name（名称）：	⑫ 輸入業者の名称
Address（地址）：	⑬ 輸入業者の住所
Country（国家）：	China

Authorized by（授权签发人）：

Name（姓名）：	（国税局が記載）	
Position（职位）：	（国税局が記載）	,Japan
Stamp（盖章）		

中国への輸出申請書 記載要領

中国への輸出申請書の各欄の記載要領は次のとおりです。
なお、本申請書の各欄へは英語で記載してください。

① 「Invoice Number」 欄

インボイス番号を記載してください。

なお、証明の申請時点で、貨物番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、中国側に提出するまでに記載してください。

② 「Name of Products」 欄

輸出製品の製品名を記載してください。

③ 「Products and Package」 欄

輸出製品の具体的内容、包装形態を記載してください。

④ 「Embarkation」 欄

日本からの出港地を記載してください。

⑤ 「Destination」 欄

中国内の目的地を記載してください。

⑥ 「Producing district」 欄

最終的な加工を行った製造場等の住所（道府県）を記載してください。

⑦ 「Producing district of a main material」 欄

主原料の産地が日本国内の場合、Prefecture 欄に道府県を記載してください。

主原料の産地が日本以外の国の場合、Country 欄に国名を記入してください。

⑧ 「Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China」 欄

輸出製品が最終的な加工を行った製造場から、日本の出港地、中国の帰港地に至るまでの運送ルート及び方法を記載してください。

⑨ 「Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment」 欄

輸出製品の主原料が産地から、最終的な加工を行った製造場に至るまでの運送ルート及び方法を記載してください。

⑩、⑪ 「Name and Address of Establishment」 欄

最終的な加工を行った製造場の名称と住所を記載してください。

⑫ 「Name of Exporter」 欄

輸出業者の名称を記載してください。

⑬ 「Name of Consignee」 欄

輸入業者の名称を記載してください。

⑭「Quantity and Weight」欄

輸出産品の数量及び重量を記載してください。

⑮「Date of Production」欄

輸出産品の製造年月日を記載してください。

⑯「Exporter Name」欄

輸出業者の名前を記載してください。

⑰「Exporter Address」欄

輸出業者の住所を記載してください。

⑱「Consignee Name」欄

輸入業者の名前を記載してください。

⑲「Consignee Address」欄

輸入業者の住所を記載してください。

【留意事項】

審査をスムーズに行うため、申請書の記載誤りや添付書類の漏れ等が無いが、提出前によくご確認いただくようお願いします。

ブラジル向け輸出酒類に関する原産地証明書の発行について

平成21年11月18日付ブラジル農牧供給省訓令により、我が国からブラジルへ輸出する酒類について、原産地証明書及び分析証明書の添付が求められていることから、これに対応する酒類に関する原産地証明書について国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）で発行しております。

平成30年11月 5 日付ブラジル農牧供給省訓令により、令和元年11月16日以降、原産地証明書及び分析証明書の様式が変更等されました。

ブラジルの規格基準に適合していない酒類については、改正前は、原産地証明書及び分析証明書の提出に加えその酒類が典型的・地域的特徴を有することをブラジル当局に対して証明する必要がありましたが、地理的表示の指定を受けている場合には、原産地証明書にその旨を記載することで酒類の輸出が可能となりました。

なお、分析証明については、従来どおりブラジル農牧供給省へ登録されている分析機関において行いますので、御留意願います。

1 ブラジルが求める証明事項

我が国からブラジルへ輸出する酒類については、原産地証明及び分析証明が求められています。

また、令和元年11月16日以降、ブラジルにおける酒類の規格基準※に適合していない酒類についても、地理的表示の指定を受けている旨を下記(1)の原産地証明に記載することにより、典型的・地域的特徴を有することの証明なしに輸出が可能となりました。

※ メチルアルコール基準値など健康に関する規格基準に適合しない場合については、従来どおり輸出できません。ブラジルにおける酒類の規格基準については、「<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/02/98402b0bc5a57382.html>」（JETRO ホームページ）を御覧ください。

(1) 原産地証明

輸出者、製造者及び輸入者の名前等の情報、運送方法等並びに輸出する製品についての情報の記載が求められています。

また、輸出する酒類が、ブラジルにおける酒類の規格基準に適合していない場合で地理的表示の指定を受けているときには、その旨の記載が求められています。この際、証明書に記載する地理的表示は、ラベル上にも表示されている必要があります（ラベル上に地理的表示が日本語で表示されている場合、証明書には日本語及び英語の表示を併記する必要があります。）。

なお、ブラジルにおける酒類の規格基準に適合していない酒類で、地理的表示

の指定を受けていないものを輸出する場合には、その酒類が典型的・地域的特徴を有することの証明書を提出し、ブラジル側当局の審査を経ることで、酒類の輸出が可能となる場合があります。

(2) 分析証明

輸出する飲料について、所定の分析項目に従って分析結果の記載が求められています。

2 国税局で証明する事項

国税局では、酒類業者からブラジルへ輸出する酒類に関して申請があった場合には、上記 1 (1)の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書を申請する方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、インボイス等輸出酒類の内容を確認できる書類及び分析機関の発行した分析証明書又はその写しを添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「ブラジル向け輸出酒類に関する原産地証明等申請書」及び「ブラジル向け飲料等及びぶどうを加工した酒類に係る原産地証明書」に必要事項を記載の上、上記の添付書類とともに製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

ブラジルにおける飲料の規格基準に適合していない酒類で、地理的表示の指定を受けていないものを輸出する場合で、その酒類が典型的・地域的特徴を有することの証明書の申請を行う場合には、「ブラジルによって輸入されるための典型的及び地域的なアルコール飲料、ワイン並びにぶどう及びワイン製品の公式書式」に必要事項を記載の上、上記の申請書等と併せて提出してください。

※ 令和3年4月1日から、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更するほか、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。

なお、令和6年2月1日から、証明者の署名については直筆によるサインに代え、電子署名による場合があります。

4 手数料及び納付方法

申請1件当たり870円の手数料が必要となります。

証明書の発行を申請しようとする方は、「ブラジル向け輸出酒類に関する原産地証明等申請書」に収入印紙を貼付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課へ申請してください。なお、収入印紙には絶対に消印しないでください。消印したものは無効となります。

一元的証明書発給システムを利用した申請を行う場合は、電子納付を行うことができます。一元的証明書発給システムを利用した申請を行う場合であって、収入印

紙による納付を行うときは、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する
手続規程」の別添様式1（手数料納付様式）に貼付して製造場等の所在地を所轄する
国税局酒税課へ提出してください。

5 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。なお、手数料の納付が確認されるまでは申請は完了せず、審査は行いませんのでご注意ください。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に対応したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

おって、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おきます。

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

ブラジル向け輸出酒類に関する原産地証明等申請書

ブラジルに対して酒類を輸出するに当たり、次の事項について証明を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請内容及び添付書類については、本申請により証明を受ける輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

また、本申請に係る証明について、貴職から報告を求められ、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

上記の調査に応じない場合や、上記調査により申請内容が事実と異なることが判明した場合には、再発防止のための是正措置を講じ、その結果を貴職へ報告することに同意します。

☐ イ 原産地証明

☐ ロ 典型的・地域的特徴を有することの証明

収入印紙貼付欄

※870 円分の収入印紙を貼付。消印をしないこと。

所定の金額（870 円）の収入印紙を貼付しているか、必ずご確認ください。

**Anexar CERTIFICADO DE ORIGEM DE BEBIDAS, FERMENTADOS ACÉTICOS,
VINHOS E DERIVADOS DA UVA E DO VINHO PARA O BRASIL**
**CERTIFICATE OF ORIGIN OF BEVERAGES, VINEGARS,
WINE AND PRODUCTS OF GRAPE AND WINE TO BRAZIL**

Certificado de Origem nº / <i>Certificate of origin n.:</i>		País emissor/ <i>Issuing country:</i> Japan	
Exportador (razão social, endereço e país)/ <i>Exporter (Name, address and country):</i>			
Name			
Address			
Country			
Produtor/engarrafador (razão social, endereço e país)/ <i>Producer/bottler (Name, address and country):</i>			
Name			
Address	Prefecture	Address	
Country			
Importador (razão social, endereço e país)/ <i>Importer (Name, address and country):</i>			
Name			
Address			
Country			
Meio de Transporte/ <i>Means of transportation:</i>		Local de Descarga/ <i>Place of unloading:</i>	
Produto/ <i>Product:</i>			
Denominação/ <i>Name:</i>		Marca/ <i>Brand:</i>	
Nº Lote/ <i>Batch n.:</i>	Indicação Geográfica* (se houver)/ <i>Geographical Indication (if there is):</i>		
Tipo da Embalagem/ <i>Kind of packing:</i>	Capacidade da Embalagem (L ou Kg)/ <i>Packing capacity (L or Kg):</i>		Nº de Embalagens/ <i>Number of packing:</i>
	Packing Capacity	Unit	
	Volume Total (L ou Kg)/ <i>Total volume (L or Kg):</i>		
	Total Volume	Unit	

*A Indicação Geográfica deve ser a mesma constante no rótulo/ *The Geographical Indication must be the same as the one on the label*

Certificado ou Laudo de Análise nº (referente ao produto acima indicado)/ *Certificate or Report of Analysis n.(referred to above):*

Nome do laboratório/ *Name of laboratory:*

Endereço do laboratório/ *Address of laboratory:*

O estabelecimento produtor ou engarrafador acima especificado exerce no país as atividades de produção ou engarrafamento ou ambas e o(s) produto(s) acima especificado(s) atende(m) o(s) padrão(ões) de identidade e qualidade nacional(is) e está(ão) apto(s) para o consumo no mercado interno.

The above mentioned producing or bottling establishment works in the country with the activities of production or bottling or both and the products specified above meet the national identity and quality standards and are fit for consumption in the internal market.

Nome do organismo oficial/ *Official agency name:*

Endereço do organismo oficial/ *Official agency address:*

Local e data/ *Date and place:*

Assinatura e carimbo ou assinatura eletrônica do responsável pelo órgão oficial do país de origem ou entidade por ele reconhecida para tal fim

Signature and stamp or electronic signature of the representative in charge of the origin country or entity recognized for this purpose

ブラジル向け飲料等及びぶどうを加工した酒類に係る原産地証明書（仮訳）

原産地証明書番号：		発行国：		日本			
輸出者：							
名称							
住所							
国							
製造者又は充填者：							
名称							
住所		都道府県都道府県以降の住所					
国							
輸入者：							
名称							
住所							
国							
輸送手段：			荷卸場所：				
製品：							
製品名：			銘柄：				
商品コード：		地理的表示（指定を受けている場合）：					
梱包の種類：		梱包の容量（L又はkg）：		梱包の数：		総容量（L又はkg）：	
		梱包の容量単位				総容量単位	
※地理的表示は、ラベル上のものと同一でなければならない。							
分析明細書又は報告書の番号（上記に関するもの）：							
分析機関の名称：							
分析機関の住所：							
上記に記載する製造又は充填施設は国内での製造又は充填行為を行っており、その製品が国内における同一性及び品質基準を満たし、国内の市場における消費に適した製品であることを証明する。							
公的機関の名称：							
公的機関の住所：							
日付・場所：							
原産国の責任を負う代表者又はこの目的のため認められた機関の署名及び押印又は電子署名							

SISCOLEに登録された分析機関により分析された分析報告書をこの文書に添付する。

インボイス等にしがって、太枠部分に必要事項を記載する。

**Anexar CERTIFICADO DE ORIGEM DE BEBIDAS, FERMENTADOS ACÉTICOS,
VINHOS E DERIVADOS DA UVA E DO VINHO PARA O BRASIL**
CERTIFICATE OF ORIGIN OF BEVERAGES, VINEGARS,
WINE AND PRODUCTS OF GRAPE AND WINE TO BRAZIL

Certificado de Origem nº / *Certificate of origin n.:* País emissor / *Issuing country:* Japan

Exportador (razão social, endereço e país) / *Exporter (Name, address and country):*

Name	日本から輸出する企業の名称 (例: ○○ Trade Co., Ltd.)
Address	日本から輸出する企業の住所 (例: ○-○-○ Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo)
Country	日本から輸出する企業の所在国 (例: Japan)

Produtor/engarrafador (razão social, endereço e país) / *Producer/bottler (Name, address and country):*

Name	製品を製造する企業の名称 (例: □□ Trade Co., Ltd.)	
Address	Prefecture	Address
	都道府県 (例: Tokyo)	都道府県以降の住所 (例: □-□-□ Kasumigaseki, Chiyoda-ku)
Country	製品を製造する企業の所在国 (例: Japan)	

Importador (razão social, endereço e país) / *Importer (Name, address and country):*

Name	輸入する企業の名称 (例: △△ Trade Co., Ltd.)
Address	住所 (例: Av △△, Bela Vista, Sao Paulo - SP - Brazil CEP:00000-000)
Country	所在国 (例: Brazil)

Meio de Transporte / *Means of transportation:*

輸送手段 (例: By SHIP)

Local de Descarga / *Place of unloading:*

荷卸場所 (例: SANTOS)

Produto / *Product:*

Denominação/ <i>Name:</i>		Marca/ <i>Brand:</i>							
製品名（例：○△□Sake）		銘柄（例：□◇△）							
Nº Lote/ <i>Batch n.:</i>		Indicação Geográfica* (se houver)/ <i>Geographical Indication (if there is):</i>							
商品コード（例：A-999）		地理的表示：指定を受けている場合に記載（例：日本酒（Nihonshu）※）							
Tipo da Embalagem/ <i>Kind of packing:</i>		Capacidade da Embalagem (L ou Kg)/ <i>Packing capacity (L or Kg):</i>		Nº de Embalagens/ <i>Number of packing:</i>		Volume Total (L ou Kg)/ <i>Total volume (L or Kg):</i>			
梱包の種類 （例：bottle）		Packing Capacity		Unit		Total Volume		Unit	
		梱包の容量（例：0.72）		梱包の数 （例：10 bottles）		総容量（例：7.2）		単位 (L or kg)	

*A Indicação Geográfica deve ser a mesma constante no rótulo/ *The Geographical Indication must be the same as the one on the label*

Certificado ou Laudo de Análise nº (referente ao produto acima indicado) / *Certificate or Report of Analysis n. (referred to above):*

分析報告書に記載の番号を記載

Nome do laboratório / *Name of laboratory:*

分析報告書発給機関名を記載

Endereço do laboratório / *Address of laboratory:*

分析報告書発給機関の住所を記載

O estabelecimento produtor ou engarrafador acima especificado exerce no país as atividades de produção ou engarrafamento ou ambas e o(s) produto(s) acima especificado(s) atende(m) o(s) padrão(ões) de identidade e qualidade nacional(is) e está(ão) apto(s) para o consumo no mercado interno.

The above mentioned producing or bottling establishment works in the country with the activities of production or bottling or both and the products specified above meet the national identity and quality standards and are fit for consumption in the internal market.

Nome do organismo oficial / *Official agency name:* (国税局が記載)

Endereço do organismo oficial / *Official agency address:* (国税局が記載)

Local e data / *Date and place:* (国税局が記載)

(国税局が記載・押印)

Assinatura e carimbo ou assinatura eletrônica do responsável pelo órgão oficial do país de origem ou entidade por ele reconhecida para tal fim

Signature and stamp or electronic signature of the representative in charge of the origin country or entity recognized for this purpose

Anexar ao documento o Laudo de Análise emitido pelo laboratório cadastrado no SISCOLE

Attach to the document the Report of Analysis Analyzed by the laboratory registered in SISCOLE

※ ラベル上に地理的表示を表示している場合、本欄には日本語と英語(ローマ字)を併記してください。

**Comprovação Oficial de Tipicidade e Regionalidade de Bebidas Alcolólicas, Vinhos e Derivados da Uva e do Vinho para
importação pelo Brasil**

(incisos I, II e III do, § 3º, do Art. 82 do Decreto nº 6.871, de 4 de junho de 2009 e incisos I, II e III do, § 2º, do Art. 52 do Decreto nº 8.198, de 20 de fevereiro de 2014)

Official form of Typical and Regional products of Alcoholic Beverages, WINE AND PRODUCTS OF GRAPE AND WINE for Import by Brazil

1. DADOS DO PRODUTOR *(Producer data)*

1.1 País de origem *(Issuing country)* :

Japan

1.2 Número de CERTIFICADO DE ORIGEM *(Certificate of origin nº)* :

1.3 Nome do estabelecimento *(Name of producer establishment)* :

1.4 Endereço *(Address)* :

1.5 Registro do Estabelecimento no país de origem, se houver *(Permit, registry or brewer's notice number)* :

2. DADOS DO PRODUTO *(Product data)*

2.1 Denominação do Produto *(name of the product)* :

2.2 MARCA *(brand)* :

2.3 Legislação de referência no país de origem *(Legislation at the issuing country)* :

3. DADOS DA TIPICIDADE *(Typical features)*

3.1 Descrição Geral Das Características De Tipicidade *(Description of the general typical characteristics)* :

3.2 O produto é característico de alguma região no país de origem? (☐) sim (☐) não Caso positivo, qual a região?

(Is the product from a typical region of its original country? (Mark an X in the Yes or No box) If positive, please describe the region) :

3.3 O nome do produto é consagrado na região? (☐) sim (☐) não

Caso positivo, descrever referências que demonstram ser o nome do produto consagrado na região

(Is the product recognized and valued in the region of its origin? (Mark an X in the Yes or No box) If positive, mention how the name is recognized and valued in the region) :

3.4 O produto é de consumo normal e corrente na origem? (☐) sim (☐) não

Caso positivo, relacionar as evidências (dados atuais de produção e consumo na região de origem)

(Is the product for regular human consumption in the country of its origin? (Mark an X in the Yes or No box) If positive, describe update data production and consumption) :

4. DADOS DA INSTITUIÇÃO RESPONSÁVEL, LOCAL, DATA E ASSINATURA/CARIMBO

4.1 Órgão oficial credenciado para emissão deste documento cadastrado no sistema SISCOLE

(Official organization accredited to issue this document on the system "SISCOLE") :

4.2 Local *(Place)* :

4.3 Data *(Date)* :

4.4 Nome e credenciais do responsável pelas declarações *(Name and title of official authority)* :

4.5 Assinatura e carimbo ou assinatura eletrônica passível de verificação do responsável pelo órgão oficial do país de origem ou entidade por ele reconhecida para tal fim.

(Signature and stamp, or digital signature with verification method from official authority of the country of origin) :

Comprovação Oficial de Tipicidade de Bebidas Alcolólicas, Vinhos e Derivados da Uva e do Vinho para importação pelo Brasil

Official declaration of Typical and Regional products of Alcoholic Beverages, Wines and similars for Import by Brazil

1	DADOS DO PRODUTOR (Producer data)
1.1	Indicar o país de origem (<i>Issuing country</i>)
1.2	Indicar o número de Certificado de Origem (<i>Certificate of origin number</i>)
1.3	Indicar o nome do estabelecimento produtor conforme o registro no país de origem (<i>Name of producer establishment</i>)
1.4	Inserir o endereço completo do estabelecimento produtor (<i>full address of producer establishment</i>)
1.5	Indicar o número do registro do produto no país de origem, se houver (<i>Permit, Registry or Brewer's Notice Number</i>)
2	DADOS DO PRODUTO (Product data)
2.1	Inserir a denominação do produto exatamente como identificado na região de origem (<i>original product name exact as identified at its origin region</i>)
2.2	Inserir a marca completa (<i>brand name</i>)
2.3	Citar a legislação aplicada ao Bebidas Alcolólicas, Vinhos e Derivados da Uva e do Vinho no país de origem (<i>legislation applied at country of origin</i>)
3	DADOS DA TIPICIDADE (Typical characteristics)
3.1	Indicar o parâmetro que diferencia o produto importado do padrão de identidade e qualidade brasileiro. Indicar os valores de referência do país de origem. Descrever de forma geral a história do produto típico no país de origem, bem como suas referências ou documentos comprobatórios (ex. relatos históricos de fabricação, elementos do simbolismo da bebida, etc.). Indicar os elementos a seguir devem estar presentes no que couber: a). As características geográficas da região de produção que lhe confere a tipicidade (condições do solo e do clima da região, local ou território). b). Os aspectos técnicos de produção tradicionais utilizadas em sua fabricação. (Express the specific content that distinguishes the product from brazilian standard, i.g. alcohol level; total sulphur dioxide; total sugar content; other alcohols contents. Describe the history as reference, such as documents and publications that make proof of the typical characteristics of the wine, beaverage or its similar products. a) As well, other elements to describe and confirm the product as typical – soil and weather conditions in the region, local or territory; b) the technical aspects in the traditional manufacturing procedures.)
3.2	Responder sim ou não. Em caso positivo, detalhar qual a região o produto é característico. (Mark an X in the Yes or No box) If positive, describe the region of the product.
3.3	Responder sim ou não. Em caso positivo, detalhar (Mark an X in the Yes or No box) If positive, how the name is recognised and valued in the region.)
3.4	Responder sim ou não. Em caso positivo, detalhar (Mark an X in the Yes or No box) If positive describe update data of local production and consumption.)
4.	DADOS DA INSTITUIÇÃO RESPONSÁVEL, LOCAL, DATA E ASSINATURA/CARIMBO
4.1	Nome completo do órgão, exatamente como consta do Sistema SISCOLE (<i>full name of the issuing Agency or Official Institution necessarily accredited at the system SISCOLE</i> < http://sistemasweb.agricultura.gov.br/siscole/consultaPublicaCadastro.action >
4.3	Data de emissão do documento (<i>date of issue</i>)
4.4	Nome completo do responsável pela assinatura no documento (<i>full name of the authority</i>) Cargo e função do responsável pela assinatura no documento (<i>title and credentials of the issuing authority</i>)
4.5	Inserir assinatura, ou assinatura eletrônica com a identificação do órgão emissor do documento (<i>signature and stamp, or digital signature with authentication verification method</i>)

ブラジルによって輸入されるための典型的及び地域的なアルコール飲料、ワイン
並びにぶどう及びワイン製品の公式書式（仮訳）

1 製造者の情報

1.1 発行国：

1.2 原産地証明書番号：

日本	
----	--

1.3 製造施設の名称：

--

1.4 住所：

--

1.5 有していれば、原産国の施設の登録（許可、登録又は醸造者の通知番号）：

--

2. 製品の情報

2.1 製品の名称：

2.2 銘柄：

--	--

2.3 原産国の関係法令：

--

3. 典型的な特徴

3.1 典型的特徴の一般的な説明：

3.2 その製品は、原産国のある地域の典型的特徴を有するものですか？（☐ はい ☐ いいえ）

「はい」の場合、その地域について説明してください。：

--

3.3 その製品は、原産地で認められ、かつ、評価されていますか？（☐ はい ☐ いいえ）

「はい」の場合、その地域でどのようにその名称が認められ、かつ、評価されているか述べてください。：

--

3.4 その製品は、原産国で人が通常消費し、流通するためのものですか？（☐ はい ☐ いいえ）

「はい」の場合、生産と消費に関する最新のデータを説明してください。：

--

4. 責任を負う機関の情報－住所、日付、署名及び押印

4.1 SISCOLE システムに登録された証明書発行機関：

--

4.2 住所：

4.3 日付：

--	--

4.4 権限ある者の名称及び肩書：

--

4.5 署名及び押印、又は原産地国の公的機関又は団体により証明された電子署名：

--

ブラジルによって輸入されるための典型的及び地域的なアルコール飲料、ワイン
並びにぶどう及びワイン製品の公式書式、記載要領

1	製造者の情報
1.1	発行国を記入してください。
1.2	原産地証明書番号を記載してください。
1.3	原産国の登録に基づく製造施設の名称を記入してください。
1.4	製造施設の住所を記入してください。
1.5	有していれば、原産国の生産登録の番号を記入してください。（許可、登録又は醸造者の通知番号）
2	製品の情報
2.1	原産地において識別される製品の名称を記入してください。
2.2	銘柄を記入してください。
2.3	原産地国においてアルコール飲料、ワイン並びにぶどう及びワイン製品に適用される法令を挙げてください。
3	典型的な特徴
3.1	その製品をブラジルの基準と区別する特定の要素（例えば、アルコール度数、二酸化硫黄の総量、糖分の総量、アルコール含有物）について説明してください。ワイン、飲料又はその類似した製品の典型的な特徴を証明する文書や出版物などを参考として、その歴史について説明してください。また、適切に次の要素を記入してください。a)その製品が典型的な特徴を有する原産地の地理的特徴（地域、地方又は領域の土壌や気候の状況）、b)製造時に利用される伝統的・技術的な手法。
3.2	「はい」又は「いいえ」と答えてください。「はい」の場合、製品が特有のものになっているのかのような地域が詳しく記載してください。
3.3	「はい」又は「いいえ」と答えてください。「はい」の場合、その地域においてその名称がどのように認められ、かつ、評価されているか記入してください。
3.4	「はい」又は「いいえ」と答えてください。「はい」の場合、原産地での製産と消費に関する最新のデータについて説明してください。
4.	責任を負う機関の情報－住所、日付、署名及び押印
4.1	SISCOLE システムに登録された発行機関又は公的機関の正式名称 < http://sistemasweb.agricultura.gov.br/siscole/consultaPublicaCadastro.action >
4.2	住所
4.3	発行日
4.4	証明書に署名する責任者の氏名 証明書に署名する責任者の役職
4.5	署名及び押印、又は証明書の発行機関の認証を有する電子署名

インボイス等にしたがって、太枠部分に必要事項を記載する。

Comprovação Oficial de Tipicidade e Regionalidade de Bebidas Alcolólicas, Vinhos e Derivados da Uva e do Vinho para
importação pelo Brasil

(incisos I, II e III do, § 3º, do Art. 82 do Decreto nº 6.871, de 4 de junho de 2009 e incisos I, II e III do, § 2º, do Art. 52 do Decreto nº 8.198, de 20 de fevereiro de 2014)

Official form of Typical and Regional products of Alcoholic Beverages, WINE AND PRODUCTS OF GRAPE AND WINE for Import by Brazil

1. DADOS DO PRODUTOR (Producer data)

1.1 País de origem (Issuing country) :

Japan

1.2 Número de CERTIFICADO DE ORIGEM (Certificate of origin nº) :

(国税局が記載)

1.3 Nome do estabelecimento (Name of producer establishment) :

①製造者の施設の名称

1.4 Endereço (Address) :

②住所

1.5 Registro do Estabelecimento no país de origem, se houver (Permit, registry or brewer's notice number) :

③許可、登録又は醸造者の通知番号

2. DADOS DO PRODUTO (Product data)

2.1 Denominação do Produto (Name of the product) :

2.2 MARCA (Brand) :

④製品の名称

⑤銘柄

2.3 Legislação de referência no país de origem (Legislation at the issuing country) :

⑥発行国の関係法令

3. DADOS DA TIPICIDADE (Typical features)

3.1 Descrição Geral Das Características De Tipicidade (Description of the general typical characteristics) :

⑦典型的特徴の一般的な説明

チェック

3.2 O produto é característico de alguma região no país de origem? (☐) sim (☐) não Caso positivo, qual a região?

(Is the product from a typical region of its original country? (Mark an X in the Yes or No box) If positive, please describe the region) :

⑧製品が、ある地域の典型的な特徴を有する場合、その地域について説明

3.3 O nome do produto é consagrado na região? (☐) sim (☐) não } チェック

Caso positivo, descrever referências que demonstram ser o nome do produto consagrado na região

(Is the product recognized and valued in the region of its origin? (Mark an X in the Yes or No box) If positive, mention how the name is recognized and valued in the region) :

⑨製品の名称がその地域でどのように認められ、かつ、評価されているかの説明

3.4 O produto é de consumo normal e corrente na origem? (☐) sim (☐) não } チェック

Caso positivo, relacionar as evidências (dados atuais de produção e consumo na região de origem)

(Is the product for regular human consumption in the country of its origin? (Mark an X in the Yes or No box) If positive, describe update data production and consumption) :

⑩生産と消費に関する最新のデータ

4. DADOS DA INSTITUIÇÃO RESPONSÁVEL, LOCAL, DATA E ASSINATURA/CARIMBO

4.1 Órgão oficial credenciado para emissão deste documento cadastrado no sistema SISCOLE

(Official organization accredited to issue this document on the system "SISCOLE") :

(国税局が記載)

4.2 Local (Place) :

(国税局が記載)

4.3 Data (Date) :

(国税局が記載)

4.4 Nome e credenciais do responsável pelas declarações (Name and title of official authority) :

(国税局が記載)

4.5 Assinatura e carimbo ou assinatura eletrônica passível de verificação do responsável pelo órgão oficial do país de origem ou entidade por ele reconhecida para tal fim.

(Signature and stamp, or digital signature with verification method from official authority of the country of origin) :

(国税局が記載・押印)

ブラジルによって輸入されるための典型的及び地域的なアルコール飲料、ワイン
並びにぶどう及びワイン製品の公式書式、記載要領

① 製造者の施設の名称

製造場の名称を記載してください。

② 住所

製造場の住所を番地まで記載してください。

③ 有していれば、原産国の施設の登録（許可、登録又は醸造者の通知番号）

「本製造施設は、その名称により、所轄税務署長の免許を受けている」旨を記載してください。

例：THE ESTABLISHMENT IS APPROVED BY THE TAXATION BUREAU AS ITS NAME MENTIONED ABOVE.

④ 製品の名称

輸出する製品の名称を記載してください。

⑤ 銘柄

輸出する製品の銘柄を記載してください。

⑥ 発行国の関係法令

「酒税法」と記載してください。

⑦ 典型的特徴の一般的な説明

輸出する製品について、ブラジルの規格基準に適合しない成分項目について記載し、かつ、当該成分項目が原産国における規格基準を満たしていること、及び原産国の関連する基準の数値を記入してください。

また、当該製品が、伝統的な製品とされる歴史的かつ象徴的な側面について説明してください。

⑧ 製品が、ある地域の典型的特徴を有する場合、その地域についての説明

「はい」の場合、「()sim」の () 内に「×」を、「いいえ」の場合、「()não」の () 内に「×」を記入してください（以下⑨及び⑩について同じです。）。

輸出する製品が製造されている特定の地域について、説明してください。できるだけ限定された地域名についての説明が求められています。

⑨ 製品の名称がその地域でどのように認められ、かつ、評価されているかの説明

輸出する製品の名称について、地域で認められている名称であることを示す参考情報についての記載が求められています。

⑩ 生産と消費に関する最新のデータ

輸出する製品が、その生産地で1年間に製産及び消費されているか示す情報について記載してください。

ロシアに輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国からロシア連邦（以下「ロシア」といいます。）へ輸出される一部の都県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び東京都（以下「指定都県」といいます。））産の酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）で対応しています。

1 ロシアが求める証明事項

平成25年4月22日以降にロシアへ輸出する指定都県産の酒類については、以下のいずれかの証明書を添付する必要があります。

- (イ) 平成23年3月11日より前に製造された酒類であること（製造日証明書）
- (ロ) 指定都県で製造された酒類については、放射性セシウム137がロシアの定める基準を満たしていることについての検査結果報告書を添付していること（放射性物質検査証明書）

（注）ロシアの定める上限値 放射性セシウム137：160Bq/kg

2 国税局で証明する事項

国税局では、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記1（イ）又は（ロ）の事項について証明書の発行を行います。ただし、1単位当たり4万円を超える酒類に関して申請があった場合には、令和4年4月5日から当面の間、証明書の発行を行いませんので、御留意ください。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、実際に輸出する酒類が証明した酒類と同一であり、1単位当たり4万円を超えない酒類であることを確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）及びその他国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。以下同じ。）が審査に必要として提出を求めた書類を添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「ロシア向け輸出酒類に関する証明申請書」、「ロシアへの輸出申請書」及び「分析試料明細書」（（ロ）の証明の場合のみ）に次の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課をいいます。以下同じ。）へ提出してください。

また、上記 1（ロ）の証明書の発行申請をする場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施するため、分析に必要な試料等の送付が必要になります。詳しくは、「輸出用酒類の放射能分析について」を御覧ください。

添付書類
☐ 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であり、1 単位当たり 4 万円を超えない酒類であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）
☐ 「ロシア向けに輸出する酒類に関する誓約書」
☐ その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

4 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実にあつたものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おきます。

5 「酒類の分析報告書」の再発行に係る留意事項

既に分析を受けた酒類について、輸出証明書のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、独立行政法人酒類総合研究所による再度の分析は不要となることから、次のとおり御対応願います。

（イ）システムによる申請時の入力方法

申請書入力画面の「前証明書番号」欄に「前証明書番号（既に発行済みの証明書番号）」を入力してください。また、「資料容量（mL）」欄及び「送付本数（本）」欄に「0（ゼロ）」と入力の上、「その他特記事項」欄に既に発行済みの「酒類の分析報告書」の右上に記載されている番号（以下「試料送付番号」という。）を入力してください。

（ロ）書面の「分析試料明細書」の記載方法

「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「再発行」の旨記載するほか、既に発行済みの「酒類の分析報告書」の右上に記載されている試料送付番号を転記してください。

※ 1 証明申請を行う場合に必要となる添付書類の詳細については、申請を行う各国税局酒税課へお問い合わせください。

※2 平成27年9月1日から、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更しました。

※3 令和3年4月1日から、国税局が発行する証明書について、朱肉による押印に替え電子公印による押印に変更しました。

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

ロシア向け輸出酒類に関する証明申請書

ロシアに対して酒類を輸出するに当たり、次の事項について証明を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請内容及び添付書類については、本申請により証明を受ける輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

また、本申請に係る証明について、貴職から報告を求められ、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

上記の調査に応じない場合や、上記調査により申請内容が事実と異なることが判明した場合には、再発防止のための是正措置を講じ、その結果を貴職へ報告することに同意します。

(証明事項)

- ☐ イ 平成 23 年 3 月 11 日より前に製造された酒類であること。
- ☐ ロ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び東京都で製造された酒類については、放射性セシウム 137 がロシアの定める基準を満たしていることについての検査結果報告書を添付していること。

ロシア向け輸出酒類に関する証明申請書の記載要領等

記載要領

証明を受けたい事項についてチェックを付すとともに、「ロシアへの輸出申請書」に次の書類を添付して、製造場等を所轄する国税局に申請してください。

なお、審査をスムーズに行うため、「ロシアへの輸出申請書」の記載誤り（スペルミスや転記誤り等）や添付書類の漏れがないか等、提出前によく御確認ください。

添付書類

- 1 輸出しようとする酒類が証明を受けた酒類であることが明らかとなる書類等（例：貨物コードが明らかとなる書類等（インボイス、パッキングリスト等））
- 2 「ロシア向けに輸出する酒類に関する誓約書」
- 3 その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

- ー①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合
- ー外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実 に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

ロの証明を受ける場合の留意事項

- 1 本申請書を提出いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を午前中着指定で送付してください。
- 2 申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、酒類の安全性の確保などのため、他の試料を優先的に分析する場合

があります。

- 3 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

(次葉)

令和 年 月 日

向けに輸出する酒類に関する誓約書

証明を受けようとする酒類については、下記のとおり酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき作成し、事実と相違ないことを誓約します。

記

1

商品名：

品目：

2

数量、重量、包装形態：

数量

☐ 正味重量

☐ 総重量

重量

単位

包装形態

3

製造年月日：年月日

(詰口日が異なる場合) 詰口年月日：年月日

※ 異なる理由()

4

製造場所 (証明書に記載した最終加工地)

製造場の名称：

住所又は所在地：

都道府県

都道府県以降の住所

※ 上記以外の製造場で製成した場合には、その製造場

製造場の名称：

住所又は所在地：

都道府県

都道府県以降の住所

5

主原料及びその産地 (中国向けのみ)

主原料：

主原料の産地 (都道府県又は国名)：

都道府県

国名

6

流通ルート (中国向けのみ)

製品：

原料：

7

誓約書記載内容の確認先 (申請者が輸出酒類の製造者でない場合のみ)

製造者名：

確認先担当者：

確認先電話番号：

確認日：

確認方法：☐ 電話 ☐ 対面 ☐ 書面 ☐ その他 ()

留意事項

この誓約書は、証明申請書に次葉として添付して提出してください。

誓約いただいた事項については、該当事項の確認を行うために必要な書類（例：詰口帳の写し等）を提出する必要があります。

ただし、証明書発行のため国税局長が審査に当たって必要と認めた書類については、提出を求める場合があります。

なお、申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、記載内容について「7 誓約書記載内容の確認先」の連絡先へ照会する場合があります。

また、証明書発行後に誓約内容に疑義が生じた場合等については、国税局から報告を求める場合や立入調査を実施する場合があります、さらに、発行した証明書を取り消す場合もあります。

記載要領

- 1 この誓約書は、酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき申請者が作成してください。
- 2 この誓約書は、一商品ごとに作成してください。
- 3 日本語で記載してください。
- 4 「_____向けに輸出する酒類に関する誓約書」の下線部については、輸出先国の国名（韓国、中国又はロシアのいずれか）を記載してください。
- 5 「1 商品名」について、日本語名称と英語名称が異なる場合、英語名称も併せて記載してください。
- 6 「2 数量、重量、包装形態」については、1 梱包当たりの入数、1 商品の重量、輸出梱包数、輸出重量を記載してください。
- 7 「3 製造年月日」については、詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を記載してください。

輸出しようとする酒類が特定名称酒の場合等、詰口を行った年月日と上記の製造年月日が異なる場合には、詰口年月日及び異なる理由を記載してください。

- 8 「4 製造場所」については、証明書に記載した最終加工地である酒類製造場の名称、住所等を記載してください。

※ 輸出しようとする酒類が上記以外の製造場で製成されている場合には、製成場所の名称、住所等も併せて記載してください。

- 9 中国に輸出しようとする酒類に関してこの誓約書を作成する場合には、「5 主原料及びその産地」について、原料受払帳や納品書等の書類に基づき、主原料及びその産地（都道府県、外国産の場合、国名）を記載してください。

なお、主原料とは、水を除いた原料のうち、最も重量の大きいものをいいます。

- 10 「6 流通ルート」については、原料の産地から製造場、製造場から輸出先までのルート及び輸送手段を記載してください。
- 11 申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合には、記載内容を製造者（製造者の営業所等を含みます）から確認し、「7 誓約書記載内容の確認先」に確認先の名称、担当者、連絡先、確認日及び確認方法を記載してください。

Декларация для ввоза в Россию
Declaration for the import into Russia of
Food from Japan

Код партии груза
Consignment Code

Номер декларации
Declaration Number

В соответствии с положениями письма № 01/3270-1-23 Федеральной службы по надзору в сфере защиты прав потребителей и благополучия человека Российской Федерации, вводящим особые условия контроля ввоза пищевых продуктов, происходящих или отправленных из определенных префектур Японии после аварии на атомной электростанции «Фукусима»,

According to the provisions of Letter 01/3270-1-23 of the Federal Service for Supervision of Consumer Rights Protection and Human Well-being of the Russian Federation, imposing special conditions governing the import of food originating or consigned from specific prefectures of Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station,

(компетентный орган)
(competent authority)

ДЕКЛАРИРУЕТ, что Food **(продукция)**
DECLARES that the (products)

в партии груза, состоящей из
of this consignment composed of

(описание партии груза),
(description of consignment)

(продукции),
(products)

(числа и типов упаковки),
(number and types of packages)

gross or net	weight	unit

(вес нетто или вес брутто),
(gross or net weight)

погруженной в
Embarked at

(место погрузки)
(embarkation place)

on

(дата погрузки)
(date of embarkation)

by

(название транспортной организации),
(identification of transporter)

следующей в
going to

(место и страна назначения),
(place and country of destination)

происходит из префектуры
is originating from the prefecture of

(название префектуры),
(name of prefecture)

☐ **была собрана и/или переработана до 11 марта 2011.**

has been harvested and/or processed before 11 March 2011.

☐ **происходит из префектур Фукусима, Гунма, Ибараки, Тотиги, Токио или Тиба,**

is originating from the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Tokyo or Chiba

были взяты ее образцы **(дата), подвергнутые** **(дата) в**

and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in

(название лаборатории) для определения уровня

радионуклида цезия-137, и уровни радиации в результатах анализа не превышают

стандартов текущих требований Правительства России. Аналитический отчет прилагается.

(name of laboratory), to determine the level of

radionuclide caesium-137, and that the level of radiation in the result of the analysis does not exceed the

standards of the current Russian government's requirements. The analytical report is attached.

Совершено в

(место)

(дата)

Done at

(place) on

(date)

Печать и подпись

уполномоченного представителя компетентного органа

Stamp and signature of

the authorized representative of the competent authority

* **Продукция и страна происхождения.**

* Product and country of origin.

日本からロシアへの食品の輸出に関する証明書（仮訳）

①（貨物コード）

（証明書コード）

（権限のある当局）は、食品

（製品）が

（貨物の数や種類）

総重量又は正味重量	重量	単位

（重量）で構成され、

（出港地）で、

（出港日）に、

（運送方法）によって、

（目的地及び目的国）に向けて荷積みされた、

（製造都県）で製造されたものであり、

☐ 2011 年 3 月 11 日より前に収穫及び／又は加工されたものであること

☐ 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、東京都及び千葉県で製造された酒類については、放射性セシウム 137 がロシアの定める基準を満たしていることについての検査結果報告書を添付していること

（日付）にサンプルが採取され、（日付）に

（分析機関名）で分析が行われ、放射性セシウム 137 のレベルの分析が行われ、その分析結果がロシア政府の定める上限値を越えていないこと。

なお、分析報告書は添付のとおり。

（場所）

（日付）

（証明者）

公印

（担当者サイン）

※記載事項は英語で記入してください。

太枠部分に必要事項を記載する。

Declaration for the import into Russia of
Food from Japan

Код партии груза

Consignment Code

①国際的に共通の貨物番号

Номер декларации

Declaration Number

В соответствии с положениями письма № 01/3270-1-23 Федеральной службы по надзору в сфере защиты прав потребителей и благополучия человека Российской Федерации, вводящим особые условия контроля ввоза пищевых продуктов, происходящих или отправленных из определенных префектур Японии после аварии на атомной электростанции «Фукусима»,

According to the provisions of Letter 01/3270-1-23 of the Federal Service for Supervision of Consumer Rights Protection and Human Well-being of the Russian Federation, imposing special conditions governing the import of food originating or consigned from specific prefectures of Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station,

(компетентный орган)

(competent authority)

ДЕКЛАРИРУЕТ, что Food (продукция)

DECLARES that the (products)

в партии груза, состоящей из

of this consignment composed of

(описание партии груза),

(description of consignment)

②-1 製品名

(продукции),

(products)

②-2 貨物の数や種類

(числа и типов упаковки),

(number and types of packages)

gross or net	weight	unit
②-3 総重量(gross)又は正味重量(net)	②-4 重量(数値)	②-5 単位(kg等)

(вес нетто или вес брутто),

(gross or net weight)

погруженной в

embarked at

③ 日本の出港地

(место погрузки)

(embarkation place)

on

④ 日本の出港日

(дата погрузки)

(date of embarkation)

by

⑤ 運送方法(船便名、航空便名等)

(название транспортной организации),

(identification of transporter)

следующей в

going to

⑥ 目的地及び目的国

(место и страна назначения),

(place and country of destination)

происходит из префектуры

is originating from the prefecture of

⑦ 製造都県

(название префектуры),

(name of prefecture)

※④及び⑧の日付の記載欄は「YYYY/MM/DD(例: 2023/10/02)」と記載してください。

☐ **была собрана и/ или переработана до 11 марта 2011.**

has been harvested and/or processed before 11 March 2011.

☐ **происходит из префектур Фукусима, Гунма, Ибараки, Тотиги, Токио или Тиба,**

is originating from the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Tokyo or Chiba

были взяты ее образцы ⑧ 検体採取 (дата), подвергнутые (国税局が記載) (дата) **в**

and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in

(название лаборатории) для определения уровня

радионуклида цезия-137, и уровни радиации в результатах анализа не превышают

стандартов текущих требований Правительства России. Аналитический отчет прилагается.

(name of laboratory), to determine the level of

radionuclide caesium-137, and that the level of radiation in the result of the analysis does not exceed the

standards of the current Russian government's requirements. The analytical report is attached.

Совершено в (国税局が記載)

Done at

(место) (国税局が記載) **(дата)**

(place) on

(date)

Печать и подпись

уполномоченного представителя компетентного органа

Stamp and signature of

the authorized representative of the competent authority

* **Продукция и страна происхождения.**

* Product and country of origin.

ロシアへの輸出申請書 記載要領

ロシアへの輸出申請書の各欄の記載要領は次のとおりです。

なお、本申請書の各欄へは英語で記載してください。

①「Consignment Code」欄

全ての貨物が有する国際的に共通な貨物番号を記載してください。

なお、証明の申請時点で、貨物番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、ロシア側に提出するまでに記載してください。

②「products, number and types of packages, gross or net weight」欄

輸出製品の製品名、貨物の数や種類、重量を記載してください。同一の貨物を複数同時に輸出する場合には、全貨物数及びその中の何番目かを記載してください。

なお、複数の製品が同封されている場合には、製品ごとに記載の上、最後に全製品の総重量を記載してください。

③「embarkation place」欄

日本からの出港地を記載してください。

なお、証明の申請時点で、出港地が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、ロシア側に提出するまでに記載してください。

④「date of embarkation」欄

日本からの出港日を記載してください。

なお、証明の申請時点で、出港日が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、ロシア側に提出するまでに記載してください。

⑤「identification of transporter」欄

運送方法（船便名、航空便名等）を記載してください。

⑥「place and country of destination」欄

ロシア内の目的地名及び「Russia」と記載してください。

⑦「name of prefecture」欄

最終的な加工を行った製造場等の所在地（都県）を記載してください。

⑧「date(sample)」欄

放射性物質検査証明書を選択した場合に記入してください。

「分析試料明細書の製造時期」と同じ年月日を記載してください。なお、分析済みの酒類と同一ロットの酒類を輸出する場合は、当初分析したものの検体採取日を記載してください。

【留意事項】 審査をスムーズに行うため、申請書の記載誤りや添付書類の漏れ等が無いか、提出前によくご確認いただくようお願いします。

輸出用酒類の放射能分析について

酒類を輸出するに当たり、輸出先国（輸出先地域を含みます。以下同じ。）から、当該酒類が輸出先国の定める上限値を超える放射性物質を含まないことを証明する証明書の添付が求められている場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施します。

（注） 我が国政府と輸出先国政府との協議の結果、証明書の様式等について調整済みとなっているものに限りします。

1 独立行政法人酒類総合研究所が行う分析

（1）分析対象

輸出先国が定める都道府県で製造され、当該輸出先国に輸出する目的をもって容器に充填・密封された酒類とします。

（2）分析方法等

- ・ ゲルマニウム半導体による分析

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に定める「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」に従い、ヨウ素、セシウムごとの放射線量の分析を行います。

（3）分析結果の通知

分析結果は、「酒類の分析報告書 (Analytical Report of Alcohol Beverage)」により、輸出証明書とともに通知します。

2 分析に必要な試料等の送付

（1）送付物

イ 試料

証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が 2 リットル以上

なお、送付する全ての容器に試料送付票を貼付してください。

（注） 例えば、同一の詰口作業により 720 mL ビン、500 mL ビン及び 350 mL 缶に酒類を充填・密封した場合、一つの容量の容器に充填・密封した酒類について分析を受けることにより、全ての容量の容器に充填・密封した酒類について分析報告書の発行が可能です。

なお、既に一つの容量で分析を受けた酒類について、他容量での分析情報が必要な場合は、後述の「4 □ 同一詰口」をご覧ください。

ロ 「分析試料明細書」の写し

(2) 送付に当たっての留意事項

送付に当たっては、以下の点に留意するとともに、「分析に必要な試料等の送付におけるチェック表」を基に誤りがないか確認をお願いします。

「分析試料明細書」の写し及び「試料送付票」の記載内容と、容器の中身が異なることのないよう、十分に注意してください。

送付先に午前中に到着するよう、時間指定の上で送付してください。

(3) 送付先

(独) 酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門 1階分析室 〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-7-1 Tel 082-420-0800 (代表)
--

(注) 1 試料の送付先については、測定機器の導入状況によって今後変わりをすることを御了解ください。

2 試料を送付する外箱の上面に「分析試料在中」と朱書きしてください。

3 送料は御負担願います。

4 送付する試料は酒税の課税対象となります。

5 送付された試料は返却いたしません。

3 証明書発行に必要な書類の送付方法等

分析を依頼する方は、輸出証明書発給システムにより、必要書類を添付の上、国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課をいいます。以下同じ。）へ申請いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を送付してください。

このとき、「分析試料明細書」の写しを必ず控えてください。

「酒類の分析報告書」は「分析試料明細書」の記載を基に作成しますので、輸出申請書その他の書類と記載内容に相違がないよう留意願います。

4 既に分析を受けた酒類に関連する分析報告書の発行について

以下のいずれかに該当する場合は、上記2及び3によらず、国税局酒税課に連絡の上、「分析試料明細書」を提出してください。

☐ 再発行

既に分析を受けた酒類について、輸出証明のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「再発行」の旨記載するほか、分析済み試料に係る試料送付番号（以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号）を転記してください。

☐ 同一詰口

同一の詰口作業により複数の容量の容器に充填・密封し、既に一つの容量で分析を受けた酒類について、他容量での「酒類の分析報告書」の発行が必要な場合には、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「同一詰口」の旨記載するほか、分析済み試料に係る試料送付番号（以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号）を転記してください。

5 その他

証明書の発行を申請するに当たり、以下の点について御了承ください。

- (1) 申請が多数寄せられた場合や書類の記載内容に誤りがあった場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。
- (2) 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

分析に必要な試料の送付におけるチェック表

放射性物質検査証明書の発行が円滑に進むよう、独立行政法人酒類総合研究所への試料送付の際には、以下の点を確認してください。

- ☐ 証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が2リットル以上となっているか。
- ☐ 送付する全ての容器に試料送付票が貼付されているか。
(複数の試料を送付する際に試料の誤りがないか。)
- ☐ 「分析試料明細書」の写しが同封されているか。
- ☐ 「分析試料明細書」の記載内容に誤りがないか。
(ラベルを貼付している場合には、商品名、製造時期が合致しているか。)
- ☐ 国税局酒税課に送付すべき書類が同封されていないか。
- ☐ 再発行又は同一詰口の場合、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に必要事項が記載されているか。

分析試料明細書

明細書番号

(国税局記入)

—

申請者の住所：

申請者の氏名：

連絡先：

製造場の代表者氏名(英文で記入)：

製造場の名称(英文で記入)：

分析酒類の製造場の所在地(英文で記入)：

試料送付番号

送付本数

mL

×

本

品目

商品名(英文で記入)

原料(英文で記入)

受容器番号

製造時期

その他特記事項

(再発行、同一詰口等)

酒類総研
通信欄

分析書番号

検体管理番号

発行部数

試料收受日：

☐ 試料送付票の貼付なし

☐ 分析試料明細書(写)の添付なし

(記載要領等)

- 1 分析を受ける試料ごとに明細書を作成してください。
- 2 受容器番号については、輸出する目的をもって容器に充填・密封する直前に使用した容器(タンク)番号を記載してください。
- 3 製造時期とは、輸出する目的をもって容器に充填・密封した時期又は製品ラベルに表示された製造時期をいいます。
- 4 一度分析を受けた酒類について、「酒類の分析報告書」の再発行や同一詰口で別容量の酒類に係る「酒類の分析報告書」が必要な場合は、「その他特記事項」に、「再発行」「同一詰口」等記載の上、分析済みの試料に係る試料送付番号(以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号)を転記してください。

分析試料明細書

明細書番号

(国税局記入)

80000001

申請者の住所：東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1

申請者の氏名：国税 太郎

連絡先：03-1234-XXXX

製造場の代表者氏名(英文で記入)：KOKUZEI Taro

製造場の名称(英文で記入)：Kokuzei Shuzo Co. Ltd.

分析酒類の製造場の所在地(英文で記入)：3-1-1, Kasumigaseki Chiyoda-ku
Tokyo 100-8978 Japan

試料送付番号

A1-1

送付本数

720

mL

×

3

本

品目

果実酒

商品名(英文で記入)

Sweet Kokuzei

原料(英文で記入)

Grape

受容器番号

T3-3639

製造時期

2020/5/30

その他特記事項

(再発行、同一詰口等)

【再発行】80000000

酒類総研
通信欄

分析書番号

ROXXXX

検体管理番号

NRIB-XXXX

発行部数

試料收受日：2020/7/4

☒ 試料送付票の貼付なし☐ 分析試料明細書(写)の添付なし

(記載要領等)

- 1 分析を受ける試料ごとに明細書を作成してください。
- 2 受容器番号については、輸出する目的をもって容器に充填・密封する直前に使用した容器(タンク)番号を記載してください。
- 3 製造時期とは、輸出する目的をもって容器に充填・密封した時期又は製品ラベルに表示された製造時期をいいます。
- 4 一度分析を受けた酒類について、「酒類の分析報告書」の再発行や同一詰口で別容量の酒類に係る「酒類の分析報告書」が必要な場合は、「その他特記事項」に、「再発行」「同一詰口」等記載の上、分析済みの試料に係る試料送付番号(以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号)を転記してください。

試料送付票

局名	調査別
試料送付番号	種類(品目)
	試験事項
	放射能
依頼先管理番号	依頼先廃棄予定日

(記載例)

局名 東京	調査別
試料送付番号	種類(品目) 果実酒
80000001	試験事項
	放射能
依頼先管理番号	依頼先廃棄予定日

記 載 要 領

- (1) 記載事項は容易に修正・改ざんできない方法で記載してください。
- (2) 「局名」には、貴製造場等を所轄する国税局名を記載してください。
- (3) 「試料送付番号」には、分析試料明細書の「試料送付番号」に記載した番号を転記してください。容器が複数にわたる場合には、「試料送付番号」の後ろに通し番号を付し、試料を区別して下さい。
(例) 試料送付番号 21 の試料を 2 本送付する場合 「21-1」「21-2」と番号を付した試料送付票を作成し、試料に貼付する。
- (4) 「調査別」、「依頼先管理番号」及び「依頼先廃棄予定日」の欄には、記載不要です。
- (5) 作成した試料送付票を、容器に貼付してください。

酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について

別紙 ZZ-L1「酒類に関する輸出証明書の発行要綱」2に規定している酒類に係る輸出証明書を受けようとする者については、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」の別添 1 の「一元的な輸出証明書発給システム利用規約」（以下「利用規約」という。）を遵守するとともに、下記に定めるとおり利用するものとする。

記

1 利用者

一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）を利用できる者は酒類を輸出しようとする事業者等（以下「事業者」という。）とする。

2 システム利用に当たっての事前準備

システムを利用するためには、あらかじめ G ビズ ID プライムを取得する必要があります。取得していない場合には、G ビズ ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) より申請してください。

「輸出証明書発給システム利用申請書」を国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）に提出し、システム専用の ID（以下「ローカル ID」といいます。）を取得している方は、「4 ローカル ID の取扱い」をご覧ください。

3 システムの利用開始

G ビズ ID プライムを取得後、システム (<https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/>) にログインの上、事業者情報を入力して事業者利用申請を行ってください。承認拠点（注）による承認が完了した後、利用が可能となります。

（注） 承認拠点は、事業者情報において入力をした都道府県を管轄する国税局となります。

4 ローカル ID の取扱い

令和 3 年 2 月以降にシステム利用のためにローカル ID の発行を受けている方については、当面の間はローカル ID を使用することができますが、G ビズ ID を発行してシステムを利用することで、以下の利点がありますので、是非 G ビズ ID によ

る利用をご検討ください。

	ローカル ID	G ビズ ID
① ユーザー ID 有効期限	・ 3 年 ※利用申請書の再提出による 更新が必要	・ 無期限
② ユーザーの 追加・変更等	・ 変更事項届出書等の郵送に よる提出	・ システム上で自ら追加・変更 が即時可能
③ 利用可能な システム	・ 一元的な輸出証明書発給シ ステム	・ 一元的な輸出証明書発給シス テム ・ G ビズ ID に対応した他の行 政システムの利用が可能 ※利用可能な行政システムは 順次拡大

5 システム障害等によりシステムを利用できない場合

システム障害等が生じた場合は、国税局酒税課（沖縄県においては沖縄国税事務
所間税課。以下同じ。）にお問い合わせください。

6 その他

システム操作マニュアル等は、国税庁ホームページの輸出証明書発給システムに
ついてのページ ([https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.
htm](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm)) をご覧ください。

また、その他申請に関しご不明な点は、国税局酒税課にお問い合わせください。

なお、G ビズ ID に関する申請方法や技術トラブルについては、G ビズ ID ホーム
ページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>) をご覧いただき、「G
ビズ ID ヘルプデスク」にメール又はお電話にてお問い合わせください。

輸出証明書発給システム利用申請書

☐ 新規☐ 更新

令和 年 月 日	申 請 者	(本店所在地又は住所) 〒 —											
		(電話番号 — —)											
国 税 局 長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)											
		法人番号											
一元的な輸出証明書発給システムを利用するに当たり、一元的な輸出証明書発給システム利用規約を確認し、誓約事項に誓約の上、システムの利用について申請します。													
申 請 者 の 英 語 表 記	(address)												
	(Name or corporation name)												
システム利用者 (ユーザーID発行 対象者) ☐ 複数人申請 (注) 複数のシステム 利用者を申請 する場合は、適 宜の用紙に右の 項目を記載して ください。	(所属部署・役職)												
	(氏名・フリガナ)												
	(電話番号) — —												
	(E-mail・フリガナ)												

一元的な輸出証明書発給システム利用規約の他、誓約事項に記載の各項目に関して遵守することに同意しますか。

☐ 同意する

※ 国 税 局 处 理 欄	入 力 年 月 日		免許保有の有無	
---------------	-----------	--	---------	--

輸出証明書発給システム利用申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により酒類に関する輸出証明書の発行を申請する場合において、システムの利用申請のほか、既に利用している場合の有効期限の更新のために提出するものです。
- 2 この申請書は、申請者の本店所在地（個人事業者の場合は住所地）を所轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。）に提出してください。

（注） 1 国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）ではこの申請書に基づいて、システムを利用するためにユーザーIDとパスワードを通知いたします。

2 システムのご利用に当たっては、「一元的な輸出証明書発給システム利用規約」（国税庁ホームページ「<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/pdf/04.pdf>」に掲載されています。以下「利用規約」といいます。）を必ずお読みください。

3 酒類に関するシステムを利用するためには、ユーザーID及びパスワードの交付を受ける必要があります、ユーザーID等の交付を受けた後に利用可能となります。

なお、ユーザーIDの有効期限は交付を受けた日から3年となります。

- 3 システムを利用するに当たり、次の事項について誓約をする必要がございます。

《誓約事項》

(1) 利用規約を遵守するほか、実際にシステムを利用する者（第三者に委託する場合は、受託者のシステムを利用する者）に当該利用規約を遵守させること。

(2) システムを利用した証明書の交付申請に関する申請内容及び添付書類については、当該輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ないこと。

なお、上記申請の時点で、出港日や運送方法等が未定でB/L番号又はAWB番号、出港日、船便名又は航空便名を空欄で申請する場合には、確定後に全ての欄を入力した証明書と確認書類を速やかにシステムに登録すること。

(3) 申請に係る事実の確認について、国税局から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力すること。

なお、これに応じない場合や申請した内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発給の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じること。

- 4 各欄は、次により記載してください。

(1) システムの利用を開始する方は☐新規に☒を付してください。すでに利用されている方で、有効期限を更新する場合には☐更新に☒を付してください。

(2) 「申請者」欄には法人の場合は申請者名、代表者名、所在地を記載してください。

なお、個人の方の場合、代表者名は記載不要です。

(3) 「システム利用者」欄には証明書の審査等で国税局等から問合せをする際の連絡先となる方を記載してください。

なお、証明書を申請するに当たり、システム利用者が複数となる場合は、複数申請の☒に☒を付してください。その際、利用者に関する情報は、別途適宜の用紙に記載し提出してください。

「E-mail」欄に記載していただいたアドレスにユーザーID及びパスワードが通知されることとなりますので、記載誤りのないようにしてください。

なお、記載内容の入力誤り防止の観点から、アドレスのフリガナも合わせて記載をしてください。

(4) 全ての欄を記入後、再度、利用規約及び上記3「誓約事項」をお読みいただき、同意、誓約いただける方は「同意する」の☒に☒を付してください。

輸 出 証 明 書 発 給 シ ス テ ム 利 用 申 請 書

☐ 新規
☒ 更新

収受印		令和 年 月 日												
申 請 者	（本店所在地又は住所地）〒〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番1号 （電話番号 〇〇〇 － 〇〇〇 －〇〇〇〇）													
	（氏名又は名称及び代表者氏名） （ふりがな） まるまるしょうじ 〇〇商事株式会社 代表取締役 まるまる 〇〇 太郎													
国税局長 殿	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

一元的な輸出証明書発給システムを利用するに当たり、一元的な輸出証明書発給システム利用規約を確認し、誓約事項に誓約の上、システムの利用について申請します。

申 請 者 の 英 語 表 記	（address） 1-1-1〇〇 〇〇City 〇〇Pref. Japan
	（Name or corporation name） 〇〇 Trading Co.,Ltd

システム利用者 （ユーザーID発行 対象者） ☐ 複数人申請 （注）複数のシステム 利用者を申請 する場合は、適 宜の用紙に右の 項目を記載して ください。	（所属部署・役職） 〇〇部 係長
	（氏名・フリガナ） コクゼイ イチロウ 国税 一郎
	（電話番号） 〇〇〇 － 〇〇〇 －〇〇〇〇
	（E-mail・フリガナ） abc_def-Ilo0@aaa.co.jp （エービーシーアンダーバーディーイーエフハイフンアイエルオーゼロ@エーエー エードットシーオードットジェーピー）

一元的な輸出証明書発給システム利用規約の他、誓約事項に記載の各項目に関して遵守することに同意しますか。

☒ 同意する

※ 国 税 局 処 理 欄

入 力 年 月 日

免 許 保 有 の 有 無

令和 年 月 日

国税局長 宛

事業者名
法人番号（法人のみ）
所 在 地
代表者名

輸出証明書発給システム登録事項変更届出書

輸出証明書発給システム利用申請書で登録した事項のうち、次の事項について変更します。

（変更する事項の□にチェックを入れ、変更する箇所のみ記載してください。）

1 事業者（輸出する者）

事 項		変 更 前	変 更 後
□事業者名	日本語表記		
	英語表記		
□所 在 地	日本語表記		
	英語表記		
□代表者名	日本語表記		

2 システム利用者

事 項	変 更 前	変 更 後
□所属部署		
□氏 名		
□フリガナ		
□電話番号		
□E-mail		

（注） 1 利用者を取り消す場合は変更前に、追加する場合は変更後に記載すること。

2 複数の利用者を変更等する場合には、別紙を作成して提出していただいても差し支えません。

※ 国 税 局 処 理 欄	入 力 年 月 日	
---------------	-----------	--

酒 税

令和 年 月 日

国税局長 宛

事業者名
法人番号（法人のみ）
所 在 地
代表者名

輸出証明書発給システム利用登録抹消届出書

輸出証明書発給システム利用登録について、（理由） のため、
登録を解消します。

※ 国 税 局 処 理 欄

入 力 年 月 日